

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成22年9月7日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（22名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大塚 祐司 | 2番 | 飯嶋 正利 |
| 3番 | 宮澤 芳雄 | 4番 | 太田 將範 |
| 5番 | 伊藤 保 | 6番 | 島田 和雄 |
| 7番 | 平野 忠作 | 8番 | 伊藤 房代 |
| 9番 | 林 七巳 | 10番 | 向後 悦世 |
| 11番 | 景山 岩三郎 | 12番 | 滑川 公英 |
| 13番 | 嶋田 哲純 | 14番 | 柴田 徹也 |
| 15番 | 木内 欽市 | 16番 | 佐久間 茂樹 |
| 17番 | 日下 昭治 | 18番 | 林 俊介 |
| 19番 | 嶋田 茂樹 | 20番 | 高橋 利彦 |
| 21番 | 林 正一郎 | 22番 | 林 一哉 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------------|-------|
| 市長 | 明智 忠直 | 副市長 | 増田 雅男 |
| 教育長 | 刃田 哲雄 | 病院事業 管理 行政 推進 課長 | 吉田 象二 |
| 秘書広報課長 | 米本 壽一 | | 林 清明 |

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 総務課長 | 平野哲也 | 企画課長 | 神原房雄 |
| 財政課長 | 加瀬正彦 | 税務課長 | 堀川茂博 |
| 市民課長 | 石井繁 | 環境課長 | 浪川敏夫 |
| 保険年金課長 | 花香寛源 | 健康管理課長 | 石毛健一 |
| 社会福祉課長 | 在田豊 | 子育て支援課長 | 林芳枝 |
| 高齢者福祉課長 | 渡辺輝明 | 商工観光課長 | 横山秀喜 |
| 農水産課長 | 堀江隆夫 | 建設課長 | 北村豪輔 |
| 都市整備課長 | 伊藤恒男 | 下水道課長 | 佐藤邦雄 |
| 会計管理者 | 高山重幸 | 消防長 | 佐藤清和 |
| 水道課長 | 小長谷博 | 病院事務部長 | 渡辺清一 |
| 病院経理課長 | 鈴木清武 | 国民宿舎支配人 | 増田富雄 |
| 庶務課長 | 加瀬寿一 | 学校教育課長 | 平野一男 |
| 生涯学習課長 | 野口國男 | 国体推進室長 | 高野晃雄 |
| 監査委員局長 | 平野修司 | 農業委員会事務局長 | 伊藤浩 |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 堀江通洋 | 事務局次長 | 向後嘉弘 |
|------|------|-------|------|

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司、通告順に質問いたします。

昨年の市長選挙において私の知る限り、明智市長は、中央病院の医師・看護師から圧倒的な支持を受けていました。その理由は、中央病院をよりよい病院にさせていただきただけそうだという期待からです。しかしながら、その期待とは裏腹に、中央病院に関しては、現状維持に近い政策がとられているように思えます。

こちらは当方の選挙参謀にお借りしたチラシ、それから、こちらは向後悦世議員よりコピーさせていただいた選挙広報です。ここに書かれた明智市長の中央病院に関する政策には、公設公営の堅持とは書かれていても、地方公営企業法全部適用の堅持、あるいは現在の経営形態の堅持とは一言も書かれていません。それにもかかわらず、昨年9月の日下議員の質問に対して、市長は、現在の地方公営企業法全部適用を維持する旨の答弁をし、いつの間にか地方独立行政法人の選択肢がなくなっていました。

地方独立行政法人とは、一言でいうと、地方自治体を作る会社のようなものです。株式会

社の場合、会社を設立する際に発起人が投資を呼びかけ、株主が株を購入して資金を出します。会社が設立されると、発起人が株を購入していた場合は他の株主と同等の地位に立ち、株を購入していない場合は役割を終えます。そして、株主は経営の責任者である取締役を選任し、経営は取締役に任せます。

一方、地方独立行政法人は、一つ以上の地方自治体が設立団体となります。発起人との違いは、自らが独法の総資産のうち2分の1以上、金銭、土地、建物などで出資しなければならないことです。また、出資団体は設立団体の呼びかけに応じて、金銭、土地、建物等を出資して役割を終えます。

例えば、設立団体が旭市で、出資団体が匝瑳市、東庄町、千葉県の場合、旭市は中央病院の土地、建物等を、匝瑳市は匝瑳市民病院を、東庄町は東庄病院を現物出資します。そして千葉県は、中央病院の土地、建物等の評価額から匝瑳市民病院と東庄町病院の土地建物等の評価額の合計を引いた差額を超えない範囲で、現金の出資ができます。

中央病院の資産の評価額がピークに達するのは来年6月です。独法化が早いほど、多くの現金による出資を千葉県に、また、法律上は鹿行南部地域の救急医療を中央病院に頼っている財政基盤の強い茨城県鹿嶋市、神栖市にも出資を求めることができます。

独法の一般的な制度に話を戻します。設立団体は、独法を設立した後に経営責任者である理事長を選任します。ここまでは株式会社と類似していますが、株式会社と大きく異なる点は、理事長に経営を一任せずに、大株主に相当する設立団体が経営方針の根幹をなす中期目標を作成するという点です。つまり、株式会社では取締役が担う経営方針の決定を独法では設立団体が行うのです。それゆえ、地方独立行政法人は公設公営に分類されます。

医師・看護師の多くは経営形態にこだわりはなく、今の中央病院への一極集中から来る患者さんの不利益とスタッフの過酷な労働環境を改善してほしいと願っています。それがゆえになぜ、中央病院で起きている多くの問題を解決し得る地方独立行政法人の選択肢をなくし、現在の経営形態である地方公営企業法全部適用の維持になってしまったのか、ご説明をお願いします。

次の質問に移ります。

中央病院の公設民営化がうまくいかなかった主な理由は、次の3点だと考えています。

1、病院職員の退職金を支払う千葉県市町村総合事務組合脱退に伴う市の負担、2、病院職員が住宅ローンなどで利用し、将来年金の支払いを受けることになる千葉県市町村職員共済組合脱退に伴う職員の負担、3、議会での議論が不十分であった。

今回、明智市長は伊藤市長と同じく、三つ目の誤りを繰り返しつつあるように思えます。市長は、市政運営にかかわる強大な権限を持っており、基本的には市の運営主体は市長であります。しかしながら、中央病院は規模が大きく、その経営形態は東総地域のみならず、千葉県全域及び茨城県南部の医療に大きな影響を与えます。このような巨大な病院の経営形態を市長の独断で決めることは危険だと考えます。

実際、首長の政策ミスにより医療体制が崩壊した公立病院は多数あります。ですから、少なくとも民意を反映した議会の意見、そして専門家並びに当事者としての中央病院の意見も聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目の質問に入ります。

6月議会でも申し上げたように、公立病院同士の連携では、病院及び自治体ごとの意識に温度差があり、中央病院からの患者の転院が必ずしも円滑に行われていません。それに加えて幾つものデメリットがあります。ここでは6月議会で述べていない連携のデメリットを二つ追加して指摘いたします。

一つ目は、経営の効率化ができにくいということです。大多数の国立病院が経営統合して作られた独立行政法人国立病院機構では、高額な医療機器の集約化、医療品の共同購入などによりコストを抑え、独法化後の6年間で、傘下の黒字病院の割合を5割弱から8割弱にまで増やすことに成功しています。単なる連携であれば、同じことができず、規模が大きくなることによるメリットが生かせません。

二つ目は、人件費に関する問題です。総務省が発行した平成20年度地方公営企業年鑑によれば、東総地域の病院の人件費の中で、事務職員の平均月収が病院ごとに大きく異なっています。1万円未満切り捨てで申し上げますと、旭中央病院47万円、匝瑳市民病院57万円、多古中央病院57万円、東庄病院57万円、東陽病院49万円、小見川総合病院52万円となっています。

現在、千葉県が推進している地域医療再生計画では、中央病院が医師を出すことを前提としています。その最大の目的は、地域医療を守ることですが、同時に財政面での問題を解決する側面もあります。経済危機を回避するための民間企業同士の連携では、助けてもらう側のほうが助ける側よりも給料が少ないのが常識です。それにもかかわらず、当地域では、救済する側の中央病院の給与が一番低くなっています。医師を出せば、病院の経営状態は改善します。旭市以外の市町では、事務職員は役所からの出向です。中央病院が育てた医師が、旭市に何の見返りもなく他市町の財政を助けることは、あまりにもお人好し過ぎるのではな

いかと思います。

以上のような連携のデメリットについて、市長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

次の質問に移ります。

現在、旭市では、市が関与しているイベントをホームページにて紹介しています。しかし、さらにたくさんのイベントに市長は出席して、あいさつをしています。例えば、地引き網です。何度か参加させていただき、私のブログやミクシィで告知し、中央病院職員宿舎の子どもたちも一緒に連れていったことがあります。しかし、参加者の中には、地引き網があるといううわさを聞いて市役所のホームページを調べたけれども、書いていなかったとおっしゃっていた方もいらっしゃいました。

現在でも、市のイベントについてはホームページにて紹介されていますが、民間のイベントでも参加資格に限定がなく、市長があいさつするイベントについても紹介すると、参加者が増えて盛り上がるのではないかと思います。

これとは別に、市長の活動の宣伝にも市のホームページが有効に使えらると思います。例えば、大阪府箕面市の倉田市長は、日々の活動や市政に関する考え方などをブログに書きつづり、市役所のホームページにリンクさせています。神奈川県横須賀市では、ホームページに市長の部屋というコーナーを設け、市長の日記にて、市長の活動を写真入りで報告しています。こちらは市長が書いているのか秘書課が書いているのかは不明ですが、自らブログを執筆する時間がとれない場合は、市役所職員が市長の活躍ぶりを報告するという手段も考えられ、その点において、横須賀市のホームページは参考になると思います。

以上のように、市のホームページを生かして、市内で行われるイベントや市長の活躍ぶりを宣伝することが大切だと思います。

最後の質問に移ります。

日本は世界で最もブログやツイッターが盛んな国の一つで、日本語での情報発信の多さは英語と並んでいます。ブログのよい所はリアルタイムで身近な情報を発信することができることであり、旭市民の日常生活を他の地域の方に知ってもらうには、適した手段だと思います。佐賀県武雄市では、武雄市に関することを書いているブログを登録し、市のホームページにリンクさせています。登録されているブログの数は133に登り、公立学校、公民館のような公的なものから一市民が書いた私的なものまで、さまざまなブログが登録され、情報発信の源となっています。

旭市では、武雄市ほど多数のブログは書かれていませんが、旭市をより多くの人に知って

もらうための手段として、ブログを有効活用することを考えてもよいのではないのでしょうか。

以上で1度目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員のご質問に対しまして、私のほうから中央病院について、1、2、3の項目をお答えをいたします。

まず最初に、市長の選挙公約、公設公営の堅持であって、地方公営企業法全部適用ではないのではないかというご質問であります。

旭中央病院については、設立以来、57年間黒字経営を堅持し、今、再整備中の現在においても、そしてまた今後についても、安定した経営が見込まれております。旭中央病院は地域の医療の拠点であり、宝であります。そしてまた、本市の経済の大きな力となっておりますことは議員ご承知のとおりと思います。

中央病院の経営形態については、公設公営ということを選挙中ではお約束をしました。しかし、選挙後の議会の中でも何度かご質問がありました。そんな中で、今の再整備事業を進めている中で、経営の問題は、昨年3月に総務省からの公立病院の経営改革プラン、そういったものを答申を出せというようなことの中で、ある程度の結果を報告をしたわけでありませう。その中でも、今、答弁を申しましたように、黒字経営の中で今再整備をやっている中で、経営形態のことについては、もう結論がある程度出ているというようなことも踏まえまして、私は今のままの公設公営、そして地方公営企業法全部適用ということで、当分の間、今までどおりにやっていきたい、そんなような答弁をしたようであります。

そしてまた、大塚議員からのご質問がありましたように、地方公営企業法とかそういったほかのいろんな独立行政法人とか、いろんな経営形態について、タブー視するというようなことではなくて、大いに議論はして進めてもらおうと、そういうことも答弁をしたような思いがあります。経営形態について、市長そしてまた病院事業管理者、そういった中で、それぞれの個人的な部分で考えられるような問題ではないと思いますので、大勢の皆さん方のコンセンサスといいたいでしょうか、いろんな理解を持ちながら、この問題に対応していきたいと、そんなように今思っているところであります。

また、患者の一極集中から来る諸問題は、私も本当に大変だなと、そんなように感じているところでありますけれども、今、進められております地域医療再生計画の中で、今進捗を

しながら検討しているところであります。県の指導のもとに、今着々とそういった部分での解消も図っていききたいと、そんなような議論を今、進めているところであります。

また、現在の経営形態を維持すると判断するに当たって、議会及び中央病院の意見を聞いたのかというようなことでありますけれども、このことについては、今も申し上げましたように、昨年3月に、総務省より公立病院の改革プランを平成20年度までに策定するような通知がありました。旭市でも改革プランの策定に向けて、総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会を設置し、経営形態等について検討を行いました。その結果、公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度ということについても、十分その検討委員会の中で調査研究をし、議論を重ねていったわけであります。

そしてまた、その結果は議会全員協議会に報告がされました。その中で、総務省から求められている公立病院の改革プラン、経営形態の見直し計画については、旭中央病院については将来とも黒字経営を維持できる見通しであることから、当面、現状の経営形態を継続することになっています。

検討委員会には委員として市会議代表及び常任委員長並びに旭中央病院院長を初め、事務部長等も検討委員会のメンバーとして出席しており、旭市議会及び旭中央病院の意見の集約が図られたものと考えております。現在も私はその考えを踏襲し、当面は現状の経営形態を継続してまいります。

次に、公立病院同士の連携の短所についてであります。

今、千葉県香取・海匝地域医療再生計画の趣旨については、医療機関の役割分担、機能再編、ネットワーク化を完成させることであります。

千葉県香取・海匝地域医療再生計画で示された内容等を旭中央病院の不利益にならないように、審議して、今、再生計画で議論をしているところであります。

この問題については、私も何回か出席をさせていただきましたけれども、地域医療が本当に協力し合ってやっていくということは、今、中央病院の労働過重といいたいまいしょうか、そういったものを解消するには本当に役立つと、そういうような思いは持っておりますけれども、なかなか各市町とも、自分の町の公立病院ということで、やはりその壁を取り払って協力し合うというのは、首長さんそしてまた病院長さん、なかなか合意ができない難しい問題があるかと思えます。

今後も真剣に、医療提携に向けては協議していききたいと、そんなように思っているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） インターネットの有効活用についての1点目でございます。

市長の出席する民間行事について、ホームページで紹介したらどうかとの質問です。

現在、市のホームページでは、まるごと旭どっこむというサイトにイベント情報として、市長の出席を問わず、民間行事についても掲載できるようになっております。これは行事の主催者側が直接掲載するのですけれども、この利用は少ないのが現状と、このような状況であります。また、市といたしましても、広報あさひ情報ボックスの中で、民間のイベント情報を掲載しております。

さて、本件につきましては、市長が出席する参加資格に限定のない民間行事とのことでございますけれども、いずれにしても、この件に関しましては、多くの市民に参加していただきたい民間のイベント、参加者が多ければより盛り上がるだろう民間のイベントについては、主催者側と連携を図るということが最も大切だろうなというふうに考えております。市長のブログの件と併せまして、今後とも相談し、検討を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、市民の書いたブログを市のホームページで紹介する件でございますけれども、現在市、ホームページではやっぱり、まるごと旭どっこむの井戸端会議、これはテーマあさひという項目ですけれども、市民が耳よりな情報や意見などを自由に書き込めるようになっております。全国には議員がおっしゃられますように、市民の書いたブログを市のホームページ上で紹介している事例があるのは存じております。本件についても、よく検討させていただきたいと思いますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先ほどの改革プラン、それには、現在の経営形態を当面は維持するということで、今後の課題として、地方独立行政法人、それから指定管理者というのが載っていたと思いますので、必ずしも今の経営形態を維持するという答申ではないととらえています。

念のため、市長に伺いたいのですが、地方独立行政法人というのは、公設公営、公設民営、民設民営、この分類に従うとするならどこに入るとお考えかお聞かせ願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 分類的には、公設公営の分類に入るとは思いますけれども、今、地方独立行政法人という経営形態でありますけれども、地方独立行政法人ということの身分の問題がかなりありまして、身分を公務員化ということでは国が認めないというような非公務員化というようなこともありますし、その辺が一番ネックになって、今後議論になるのではないかなど、そんなように思いますので、分類的には公設公営の分類に入ると私は認識しております。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） おっしゃるとおり、公設公営、市長が参加されました総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会でも、こちらに公設公営と分類されていますので、そのような認識でよろしいかと思えます。

ただし一つ、中央病院の経営形態について検討すると、選挙に影響する、あるいは市民が、職員が混乱するとお考えかもしれませんが、これについては全くの杞憂であるということを申し上げておきます。

周囲の公立病院との経営統合の成否にかかわらず、中央病院の独法化により、私立を含めた地域の病院に民間人となった医師を派遣できるようになり、中央病院の混雑は緩和され、入院が必要な患者さんに、今よりも迅速に対応できるようになります。また、独法移行時に退職金を精算する必要がないため、市の負担もほとんどありません。

さらには、医師を初めとする職員の収入増により、市税は増え、地域経済活性化の一助となります。例えば、医師1人が週に1回民間病院に派遣された場合、平均で1日の報酬は8万円、年間50回の派遣として400万円の収入増になります。50人の医師が派遣された場合、トータルで年間2億円の収入増となります。この収入増の部分の何割かは市や地域に落ちることになります。また、収入増により、医師は開業する必要がなくなり、医師の定着率も上がる可能性があります。

以上をきちんと説明すれば、市民が中央病院独法化に反対する理由はありません。公設民営化に反対していた看護助手、事務職員などの病院職員にとっても独法化は多くのメリットがあります。

まず、雇用の保障ですが、中期目標に、雇用不安等が起きないように職員が安心して働ける職場環境を整えることと一言書き、独法をチェックする評価委員会の委員に病院職員と面接できる権限と、資料提出を求める権限を持たせれば、労働法に反したリストラなどができなくなり、雇用不安は生じ得ません。さらには、職員が住宅ローンに利用し、将来年金を受

け取ることになる共済組合も継続加入となり、身分は民間人でも、年金などの社会保障と退職手当は公務員と同等となるため、職員も反対する理由がありません。どうしても公務員の身分を守りたい職員については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、職員を市役所から独法に派遣して、独法から給料を受け取る形をとることができます。

ただし、今後、救急や不採算部門を抱えている中央病院のような病院に保健診療所の追い風が吹き、国策にて収益の大きな外国人患者を誘致する医療観光が推進され、また、経営統合がうまくいけば、150人を超える長期入院者の転院が促進されるため、独法の業績が大きく上向くことは目に見えています。

そのような中、業績に連動して報酬が引き上げられる民間人となった独法職員と、景気が回復して国と地方の財政状況が改善するまでは収入増が見込まれない所属が市役所に移った公務員とでは、同じ仕事をしていても、年収、ひいては年金と退職手当受給額にはっきりとした格差が付くことが予想され、最終的には全員が独法職員を選択するものと考えられます。

以上のように、公設民営化にはあったハードルが独法化ではなく、説明と議論により、患者さん、市民、職員が混乱に陥ることは予想できないということを認識していただきたいと思います。

以上で、一つ目の質問を終わります。

二つ目につきましては、その当時、議会及び中央病院の意見を反映された答申が出されたということについては認識しましたが、先ほども申し上げましたように、これは当面でありまして、将来的には地方独法、指定管理者制度の選択肢もあると、私は公設民営は反対ですけれども、地方独法は積極的に検討していくべきではないかというふうに考えています。

三つ目の公立病院同士の連携の短所につきましてはですけれども、こちら、市長には認識されていて、やはり周囲の首長さんとの話し合いも何度かなされて、ご努力をなさっているということは認識させていただきます。今後また広く、まだ公設民営と地方独法の区別がついていない方が職員にも多数いらっしゃいます、私が何か公設民営化論者のようなデマもいまだに流れています。

ただし、一つ理解していただきたいのは、私の選挙を応援してくださった職員は多数いらっしゃいますけれども、地方独法という政策を出して選挙に出ました。一番たくさん身内を選挙事務所に派遣するなどして応援してくださった方々は看護助手です。その次に数が多かったのが事務職員、つまり、公設民営には反対していた方々が私の選挙には応援してくださ

いました。つまり、説明すれば職員も理解していただけるということを理解していただきたいというふうに思います。

これで、中央病院についての質問を終わります。

次に、市政へのインターネットの有効活用ですけれども、まるごと旭どっこむ、確かにあそこはすごくいいサイトです。何がいいサイトかといいますと、情報が網羅されています。

例えば、旭市は今の時期はナシが大変おいしくて、うちも実家の横浜に送って大好評で、追加注文が入っているんですけれども、「ナシ、旭市」と入れると、まるごと旭どっこむのサイトが引っかかってきて、ナシ園がずらっと並んでくる。その情報が豊富なんですね。そういう意味で、例えばイチゴとかも同じです。飲食店も出ています。

そういうことでは使い勝手がすごくいいんですけれども、旭市をどんなものか知るときにあそこにアクセスしても、よく分からないんですね。そういう場合は、やはり、イベントとか、そういうものを紹介してくださる所があると、やはり皆さん「旭市」と入れると、市役所のホームページが出てくるので、そのあたり、今すぐとは申し上げませんが、やはりインターネットというのは難しい面もありますので、今後の課題にしていきたいと思います。

それから最後に、2の2ですけれども、これは確かにリスクがあります。市のホームページに市民のブログをリンクさせることは、名誉毀損を含む公序良俗違反などのリスクを伴いますが、契約をきちんと結ぶことにより、リスクを避けることができます。

例えば、旭市に移住してきた市民に、移住大使としてブログを書いてもらう際に、旭市のよさを発信する、週に3回以上更新する、写真を入れる、管理権限を市にゆだねるなどの事項を契約することにより、トラブルを避けることができます。

このようにいろいろインターネットというのはお金があまりかからないという最大のメリットがありますので、ここでどうこうするという約束はできないと思うんですね。今後検討するとはできないんですけれども、有効活用していただきたいなと思います。

特に、横須賀市のホームページはぜひ見ていただいて、写真入りで、明智市長も朝から晩まで大変忙しく働いていらっしゃるの、その活躍ぶりを市民の皆様に紹介して、こういう行事が旭市にあるんだというふうに市民の皆様に知ってもらうということは、大変いいことだと思います。

インターネットについては、こちらが満足する答弁が得られましたので、これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9番 林 七巳 登壇）

○9番（林 七巳） おはようございます。9番、林七巳です。

このたび、9月議会に質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、世界では株安円高と動いております。日本では民主党の党首の選挙の真っ最中です。一刻も早く経済政策を出していただきたいと思います。

それで、私は大きく4項目質問させていただきます。また、細かく9項目質問いたします。

それでは最初に、旭中央病院についてでございます。

ホームページにパソコンの紛失と書かれておりました。7月26日付です。平成22年7月21日、病院の手術用物品管理システムを委託しているホギメディカル社員が、出勤途中に車中のノートパソコンを盗難される事件がありましたという中で、パソコンの中に含まれた情報として、患者のID番号、手術時間、麻酔時間、患者の住所・氏名は含まれておりませんと書いてありました。あとは職員のデータ、物品データとありました。このようなことがありまして、その後どのように処理したのかお聞きいたします。

また、工事の進捗状況についてもお聞きしたいと思います。

それから医療事故について、この前、新聞に医療事故のことが書かれておりまして、当市が裁判にかけられているように書いてありましたが、その後の状況をお聞きいたします。

それから、あとはインターネット光通信についてでございます。

進捗状況についてお聞きいたしたいと思います。また、今後の見通しについてもお聞きいたしたいと思います。

また、隣町の匝瑳市では、市がお金を出して工事をしたということもお聞きしております。当旭市においては、どのようなことをするのかお聞きしたいと思います。

また、9月1日付の読売新聞に、「光の道30億円要求、総務省が大綱」として出ておりました。2015年までに光ファイバー、高速ブロードバンドを日本全世帯に普及させるというような内容でございました。ぜひともその点、知っているところをお聞きしたいと思います。

それでは、飯岡の防衛庁の問題についてお聞きいたします。

私は、この施設は日本において大変重要な必要な施設とっております。それにおいて、私が前に、四・五年前、議員になってから質問いたしまして、市当方ではどのような対策を

とり、どのようなことをしたのかお聞きしたいと思います。

このような重要な施設ですから、危険は付きものです。ですから、この迷惑施設といったらちょっと言葉に語弊がありますが、こういう施設ですから、交付金の増額を防衛庁に要求してはどうかと思ひまして、質問いたします。

それから4番目に、飯岡西部地区の整理についてお尋ねいたします。

今、どのぐらい進んでいるのか。今後どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。再質問につきましては自席にて質問いたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林七巳議員のご質問に対し、私のほうから3番目の飯岡防衛庁についてということでお答えをしたいと思います。

前に質問してからどのようなことをしたかということでもありますけれども、平成18年第1回定例会において、林七巳議員のご質問を受けて、国のほうにお願いしていきたいと前市長より回答申し上げておりました。その後、平成19年の第2回定例会の公営企業常任委員会において、飯岡地区の防衛省施設を視察のため前市長も同行され、説明等を受けました。そのことは、林議員も私も当時、常任委員会のメンバーでありましたので、ご承知のとおりであります。

補助金関係については、当時から今も続いておりますが、防衛施設周辺民生安定事業として、道路整備関係の予算をいただいております。担当課を通じて、この事業予算の配分等の要望、協議が行われていたところではありますが、この関係については、担当課より経過を説明させていただきます。

そして、私が平成21年7月31日に市長に就任してから1か月ほど経過した9月15日に、防衛省航空幕僚幹部運用支援・情報部運用支援課より3名、防衛省北関東防衛局企画部基地対策室より2名、防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所より2名の合計7名の関係者が市役所に来庁されました。いわゆるカメラレーダー、FPS-5開発試作機を、平成21年10月から平成24年度までの間、ミサイル防衛システムの総合検証に活用するとの説明がありましたが、その中で、住民への不安、そしてまた安全、そういった面で、交付金の支援について、引き続き格段の協力、配慮をされるよう要望したところでもあります。

今後の迷惑施設の交付金の増額についてということで、2番目にご質問がありました。

本市に所在する防衛省所管施設に関連する施設周辺整備事業につきましては、旧飯岡町、旧海上町、それぞれの町時代より、防衛施設周辺民生安定施設整備事業を実施してきており、さまざまな関連施設等が整備をされてきたわけであります。現在においても、本整備事業により、継続的な施設周辺道路整備に取り組んでいるところであります。

林議員からの質問の交付金の増額を要求してはということではありますが、機会をとらえながら必要な要望をしまいたいと考えておりますが、当面は、現在実施しております防衛施設周辺民生安定施設整備事業の継続した実施を、担当課を中心に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院関係の3点につきまして答えさせていただきます。

まず、1点目のパソコンの紛失事件でございますけれども、平成22年7月21日に、病院の手術用物品の管理システムを委託しております業者担当者が、出勤途中に車中のノートパソコンを盗難されるという事件が発生いたしました。患者様の氏名、住所等の個人情報に含まれておりませんでしたけれども、当該パソコンには、本来持ち出しを禁止しております病院情報が入っており、結果的に病院情報が漏えいするおそれがあるということで、公表をいたしましたところでございます。

個人情報の管理につきましては、病院としては極めて重大なことでありまして、改めて情報管理体制をチェックするとともに、職員に対して個人情報に関する管理の徹底を図ったところでございます。なお、会社が病院の許可なく持っておりましたバックアップデータ等につきましても、物理的に破壊をして抹消いたしております。

次に、中央病院の新本館の工事の進捗状況についてお答えいたします。

新本館建設工事におきましては、躯体工事のほうは11階フロアのコンクリート打ちが終了いたしまして、最上階の12階の鉄筋・型枠の施工を行っているところでございます。内部の仕上げ工事、それから設備配管・配線工事も当初工程に沿って順調に進んでいるところでございます。また、電気設備におきましては、10月に受電を予定しております。

今後とも、病院を利用される方々の安全には十分配慮いたしまして、来年3月の完成に向けて工事を進めてまいりたいと思っております。

それから、3点目の医療事故のお尋ねですが、7月6日に読売新聞に、旭中央病院の手術でタオルの置き忘れがあったということで、市を相手に損害賠償が提起されたという記事が

あったわけですが、平成20年5月29日にこれは発覚いたしましたものでございますが、この時点で、調査をいたしまして、患者には昭和58年に当院で手術を行っておりますけれども、それ以外に手術痕がなかったということで、当院の医療過誤ということで判断をいたしております。

このため、ご本人に対しましては速やかに謝罪いたしまして、示談交渉も重ねてまいったところでございますけれども、一たんは本人と和解の合意ということで至ったわけですが、改めて要求額が上がりまして、当院が用意した金額と大きな差があるということで、解決には至らなかったということで、それが平成22年5月21日付で東京地裁のほうに訴状が提出されたということでございます。被告としては旭市と、上記代表者といたしましては病院事業管理者吉田象二となっているものでございます。

現在、裁判につきましては2回行われておりますけれども、損害賠償請求額の積算根拠の妥当性を争点として進行していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、インターネットの光通信について、進捗状況と今後の見通しという部分についてお答えいたします。

初めに進捗状況でございますが、市内のブロードバンドの現状につきましては、旭地域につきまして、NTTの光ファイバー通信サービスの提供エリアというふうになっております。また、海上、飯岡、干潟地域におきましては、ADSLのサービス提供がされているところでございます。

しかしながら、エリア内すべての世帯がこのサービスを受けられる状況ではないということとありますので、市内全域に光ファイバー通信サービスを早期に提供されるよう、NTTなどの電気通信事業者に働きかけをしております。

そういった中、電気通信事業者でありますNTTから、光ファイバー通信サービスの要望書の取りまとめをお願いするという要請がございました。これにつきましては、3地域の区長会長をお願いをいたしまして、要望書の取りまとめをいただき、本年5月28日に市庁舎におきまして、NTT銚子営業支店長に対しまして、市長からの早期の着工のお願い、それと併せまして、3地域の区長会長から要望書を提出したところでございます。そのほかにも、商工会にも要望書の取りまとめをお願いしまして、総数で約2,400件の要望書を提出したところでございます。

今後の見通しという部分でございますが、光ファイバー通信サービスの導入の見通しでございますが、市からNTTに対しまして、要望としまして、実施するかどうかの決定については、実施時期を含め年度内に回答をいただけるようお願いしているところでございます。そのためにも、導入に向けた自治会、それから商工会と連携した地域活動の取り組み、それから働きかけが大切ということから、再度、3地域の区長に要望書の取りまとめをお願いしまして、現在取りまとめを行っているところでございます。市としましては、情報格差の解消という点からも、光ファイバー通信サービスの提供エリアとなるよう、電気通信事業者にさらに要望してまいります。

それから、議員から匝瑳市のお話がありました。匝瑳市につきましては、光通信を自前で整備しております。これについては、国からの補助金を活用しての部分でございます。この補助金を受けるためには、通信サービス、ADSL、そういうものがある程度設置がされていないところに対しての整備補助金でございまして、旭市地域につきましては条件不利地域というふうになっておりませんので、国の採択を受けるのには非常に難しいという部分が旭市はございます。匝瑳市は不利な地域という条件の中において、国から示された地域情報通信基盤整備事業という事業に乗っかりまして、その事業によって整備したと。もちろんそれで全額負担ができるわけではございませんので、その不足する分につきましては、臨時交付金を活用して実施したという部分でございます。旭市については、今申し上げたとおり、そういう条件不利地域というふうになっておりませんので、基盤整備事業の対象にはならないという部分でございます。

ただ、今申し上げましたとおり、先ほど議員からも、9月1日付の新聞ということで、光の道30億円という部分のお話がありました。総務省のほうもかなり力を入れている部分であります。NTTからももうしばらくという部分で話は聞いております。

以上が見通しということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の飯岡西部の区画整理につきましてお答えをさせていただきます。

今、どのくらい進んでいるか、あるいは今後どのようにしていくかというご質問でありますけれども、飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、本年度、国の農業農村整備事業の予算が前年度比63%減という厳しい情勢、こういう情勢になっております。この中で、既

に今年度県予算の経営体育成基盤整備事業交付金、この中で、同地区につきましては、平成22年度から平成27年度、これを工期としまして、本年度は測量試験費等6,000万円の事業費が既に確保されているところでございます。

事業費は確保されておりますけれども、この事業につきましては、県営の土地改良事業として実施いただくべく、現在進んでおります。事業施行申請の手続き、こういうことを今進めておるわけでありまして、土地改良法の手続きの中では、事業参加権利者の3分の2以上の同意、こういう同意があればできるということにはなっております。ただし、県の指導の中で、換地原案のスムーズな作成のためには98%以上の同意、これが求められておるところでございます。なお、現在の同地区の同意率、これは96.1%という率になっております。

次に、今後の予定でございますけれども、今後の予定につきましては、換地原案をスムーズに進めていくためにも、事業参加者の本同意率を、担当課としましては限りなく100%に近づける、これが最重要課題と考えております。

今後につきましては、地元工区の役員あるいは大利根土地改良区、市等、関係機関が一体となりまして、同意率向上に鋭意推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、土地改良事業、これは単に区画の整理が最終の目的でない、こういうことで我々は理解しております。土地改良事業を契機に、地元の農業者の農業所得の向上を目指す、これが重要でありまして、意欲ある農業者の経営規模拡大、こういうものにつきまして各種国・県の補助事業の導入につきましても併せて支援できるような体制を進めてまいりたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、パソコンの紛失について再度質問させていただきます。

本来、これは持ち出しを禁止している情報なんですよ。そうすると、これは病院側から提供された情報でしょうか。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これは、本来持ち出しを禁止している情報でございます。これは、手術のコスト分析等の関係の附帯業務としてお願いした関係で、データとしてはお渡ししていたものでございます。あくまでも院内で処理をするという前提で渡していたものでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そうすると、この業者には何らかのペナルティーが科せられたのか、その部分をお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これについては、事業者側としては、当然、関係者等に対する処罰等の対応は行っておりますけれども、病院といたしましては、契約解除や損害賠償等含めまして何ができるのかということ、現在、弁護士にも確認して検討中というところでございます。まだちょっと結論は出ておりません。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、このようなことのないようにしていただきたいと思ひまして、この質問を終わりにさせていただきます。

それでは、工事の進捗状況について、計画どおりに進んでいるのですか。また、事故等のあれはなかったですか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 計画どおりに進んでおります。特に大きな事故等は聞いておりません。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、次の医療事故についてお聞きいたします。

この医療事故があったころは、中央病院として医療事故に対する保険に入っていた時期なんでしょうか。また、入っていなかった時期なんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院として医療保険には入っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、このようなことが旭市に持ち込まれないよう、努力していただきたいと思ひます。

それでは次に、インターネットの光通信についてお聞きいたします。

総務省の要求に対して、旭市ではどのような対応を今後とるつもりでしょうか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） この総務省の補助金につきましては、9月1日に出て、内容等は精査してございませんけれども、今、先ほど申し上げましたけれども、今後の進捗状況という部分の中におきましては、今、干潟地域、海上地域についても、光ケーブルの基幹回線工事が行われておりますので、私どもとしては、年内には決定の回答がいただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 合併して5年が過ぎようとしております。その中で、旭市は、もう四・五年前に整備されて、ほかの3町は、まだその整備の時期さえ分からないというようでは、行政のほうで隣の市は行政がお金を出して整備をしている。その中で、当市においては、旧3町は遅れても構わないというようなお考えでいたのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 決してそういう考えはございません。先ほど申し上げましたけれども、合併した中で情報格差があるという部分は確かでございますので、市としましてもNTTに対しまして積極的な働きかけをする上において、それなりの結果が表れるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 一日も早く、開設できるよう努力していただきたいと思っております。

次に、飯岡の防衛庁のことでお聞きいたします。

前に質問してから、市長、副市長、飯岡に防衛省、また自衛隊の施設が二つあります。そこへ出向いて、どのような業務をしているのか把握したことがあるのか、市長、副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、平成19年にガメラレーダーの設置してある施設に視察に行ったということで、それ以外は現場へは視察には行っておりません。必

要があればというようなことのほかに、そういう危険といいたいでしょうか、そういう施設があるということで、早急に現場というか施設を見にいかねばというような思いは持っておりますので、ぜひ早期に実現をしたいと、そんなように考えておるところであります。

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまのご質問でございますが、カメラレーダーのほうは、現場のほうは私は行ったことはございます。もう一つの海上自衛隊の飯岡受信所のほうは、申し訳ございませんが、まだ現地のほうは行っておりません。内容のほうにつきましては、申し訳ありませんが、現時点で聞いておる内容でございますが、それにつきましては、ご答弁させていただきます。

海上自衛隊の中央システム通信隊飯岡受信所と言われておりまして、衛星通信用のパラボラアンテナなどが設置されております。主といたしまして、海上自衛隊の艦船及び航空機からの通信を受信するために必要な通信設備等を保有し、これらの設備の保守業務を中心に行っている施設で、受信した電波を市ヶ谷の司令部に送信するためのいわば電波を經由する施設のようであります。このように聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 旭市にこのような重要な施設があるんですから、市長、副市長それから市の幹部、どのような業務をしているのか、ぜひとも把握して、市民に安心を持たせていただきたいと思っております。

前に、飯岡町のときは、桜の時期には歩け大会を行い、市民に開放していただき、大変きれいな桜を見た経過があります。今後、市としては、そのような計画を入れるつもりがあるのかないかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、林議員のご質問でございます。

旧飯岡町時代には、桜の時期に市民開放といえますか、そういった形でやられていたというお話も聞いております。

消防団関係でも、施設の芝生を使って操法大会をやらせていただいたりということで、先ほど市長が申しあげましたように、防衛省関係の方が昨年9月にお見えになったときに、どうぞ何なりとということはないんですけれども、いろいろ相談には乗りますのでというお話

はいただいておりますので、今後どのような形のものができるのかということで、またお話を
する機会があればしてみたいなということで考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、そのような市民に安心を与えられるような行事をそこでやってい
ただければ、私は施設が迷惑施設から少しでも開放されるのではないかと、質問いた
しました。

次に、飯岡西部地区の整理についてお伺いいたします。

今、受益者は一日も早く進めていただきたいと思っている声が私に聞こえてきます。前の
計画から若干遅れているようなお話をお聞きしますが、どのようになっているのでしょうか。
お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のほうからも一日も早くというようなことでありましたけれ
ども、担当課としても一日も早くという、そういうことでは考えております。

ただし、どうしても土地改良事業、3分の2以上の同意という法律にはなっておりますけ
れども、あくまでも個人の土地を構うということで、県のほうからは、なるべく多くの方の
同意取得、そんなことで言われております。

ただし、実は先ほど、96.1%という同意率ということでお話をしましたけれども、これは
相続関係、例えば亡くなられている方5人相続人がいますと、全員から同意を取得してこい
という、今、そういう状況になっております。

そういうような状況になっておりまして、96.1%という率でありますけれども、実は耕作
者の同意率、これは98.7%という相当高い率になっております。こういうことにつきまし
ても、県の担当の方にも十分説明しまして、なるべく早い県の事業としての採択、これを今進
めておるところでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後ともしっかりとした姿勢をお願いして、質問を終わりにしたいと思
います。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 一哉） 引き続き平野忠作議員の一般質問を行います。

平野忠作議員、ご登壇願います。

（7番 平野忠作 登壇）

○7番（平野忠作） 議席番号7番、平野忠作です。

平成22年9月定例議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は、気象庁の予想では、平年並みかもしくは冷夏の予想が一転して、日本列島が猛暑に見舞われ、真夏の平均気温は観測史上過去最高となりました。地球温暖化の前ぶれか分かりませんが、いまだ猛暑の陰りが見えません。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

大きい1番、道の駅等の設置推進について。

（1）必要性について。

旭市の農業生産額は418億円、千葉県トップ、全国自治体約1,800ある中で、堂々の9位です。トマト、キュウリ等の施設園芸、牛、豚、養鶏等の畜産業、米、切り花、メロン、ナシ、路地野菜等、バランスのよさは日本でもトップクラスです。

飯岡漁港の水揚げは銚子港に次いで県下2位です。ほかにも落花生製品、魚の加工品、漬物等の製品が数多くあります。農水商工業が連携して、地産地消の取り組みと情報発信基地を持った地域の拠点となる道の駅及び直売施設が必要だと思いますが、まず、市長の考えをお聞きしたいと思います。

（2）国・県等の支援について。

国・県からどのような支援が受けられるのか、また、まちづくり交付金等が活用できるの

かお聞きしたいと思います。

(3) 設置推進委員会についてお尋ねします。

私もメンバーの1人ですが、推進委員はどのように構成されたのかお聞きしたいと思います。

(4) 設置場所及び規模について。

成功のかぎを握るのは場所と規模と思いますが、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

大きい2番、あさひパークゴルフ場について伺います。

あさひパークゴルフ場は平成20年7月1日にオープン、今年7月で丸2年が経過し、予想をはるか上回る方々が毎日プレーしています。

このコースの特徴は、九十九里海岸に面し、全国でも数少ないシーサイドコースです。自信を持って全国に発信できるパークゴルフ場だと思います。今後も旭市の看板となり、さらに成長が期待できる施設です。

(1) 入場者数の推移について伺います。

平成21年度の入場者について、まずお聞きしたいと思います。

また、平成21年度の市内及び市外利用者数、また、土日祝日及び月決め会員の利用状況も併せてお知らせ願いたいと思います。

(2) 維持管理費等について。

平成21年度の維持管理費等について、まずお聞きしたいと思います。

また、平成20年度についても、あまり変わりがないと聞いていますけれども、一応数値のほうをお知らせ願いたいと思います。

(3) 今後の課題について。

オープンしてから丸2年が経過、コースの改造は考えているのでしょうか、お聞きします。

大きい3番、夏期観光の動向について。

今年の夏は、今までに例のないほどの暑さと好天に恵まれ、夏にいろいろな観光イベントが開催され、期間中には36万人前後の人出があると言われていました。

旭市にとりましては、最高の夏だったと思われれます。総括の意味合いからお聞きしたいと思います。

(1) 市内の海水浴客の動向について。

市内には矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場があります。過去3年間の入り込み数について

お聞きしたいと思います。

(2) 七夕市民まつりについて。

旧旭市の時代から数えて56回開催され、伝統のあるまつりだと思います。過去3年間の入り込み数についてお聞きしたいと思います。

(3) 食彩の宿いいおか荘及び市営プールについて。

いいおか荘はリニューアルして2年、これからが真価が問われるときです。夏期の売上げは重要な位置を占めると考えられます。平成21年7月、8月、そしてまた平成22年7月、8月の宿泊数、レストランの利用数、売店等の数値をお聞きしたいと思います。

市営プールについては、過去3年間の入り込み数をお知らせ願いたいと思います。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 平野議員の質問に対しまして、私のほうから道の駅の必要性についてということでお答えをいたしたいと思います。

旭市は、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、県下一、そして全国9位という生産高を誇っている全国でも有数の農業生産地であります。温暖な気候に恵まれ、施設、路地野菜を初め米、畜産、花卉生産も盛んであり、また、水産業の水揚げについても県下2位という、本当に大生産地帯であります。そして、このことは大都市東京、千葉、そうした部分に食料供給基地としての確実なポジションを確立していると言っても過言ではないと思います。

その中におきまして、前述のような何でもあるバラエティーに富んだ農水産物を擁しながらも、知名度においてはいま一つ、他産地に及ばないのが現状であると思います。

これら特産物の新たな需要を開拓し、農水商工業が連携した地産地商、地産地商と言いましても、地物のとれたものを地元の方々に売ってもらうと、そういった商いのほうの地商ということも含めまして、その取り組みを推進していきたいと考えているところであります。また、農水産業のみならず、地域産業全体の活性化がこの拠点づくりによって、活性化が図られると考えているところであります。

そのためには、道の駅に代表される情報発信機能を持った地域の拠点施設と併せて、直売施設、レストラン、体験を備えた施設、さらにはミニ遊園地等、交流の場の施設を整備した

いと考え、本年5月に旭市道の駅等設置推進委員会を発足させ、現在まで、地域の実情に合ったよりよい施設の整備のために幅広く意見をちょうだいしているところであります。

さまざまな意見があることはもとよりであります。私はこの大生産地に発信基地として、作るということはぜひ必要不可欠であると、議員当時から思っておりまして、一般質問で執行部にも質問したこともありますし、周りの議員とも話をしていたわけでありまして。

今後につきましては、後発の強みを生かしながら、さまざまな例を参考にさせていただきながら、地域整備や予算、人材、雇用を含めた管理運営方針等についてもさらに検討を進めることとしており、そのために必要な経費を補正予算の中にも盛り込んでおりますので、改めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、平野議員ご質問の道の駅等の設置に関しまして、国あるいは県の支援等につきましてご回答させていただきます。

実は、道の駅に係ります国・県の支援、いろいろ今調査をしておるところですけれども、なかなかいいものがないというのが実は現状でございます。

ただ、私ども、農林水産省所管の補助金あるいは交付金、この事業の中で、今、若干国に打診をしているということで、お答えさせていただきます。

一つは農林水産省の中に、地産地消あるいは、6次産業化の推進、あるいは農商工連携での活用できそうな事業メニュー、これにつきまして国・県からいろんな情報収集に努めておるところでございます。

実は、去る8月に、国から平成23年度以降の事業要望調査、これが国から送られてきました。この中で、旭市としましては、本年度より創設されております経営体育成交付金、この事業のメニューの中に実は共同利用施設整備事業、そういうものがございました。これを活用すべく、現在要望しているところでございます。

この交付金につきましては、直売所やあるいは加工施設等の整備に対しまして、事業費の2分の1以内を国が補助をする。補助の対象は施設本体というようなことでございます。なお、要望した事業費等につきましては、時間があまりなかったもので、市長と協議をしまして、近くにありますオライはすぬま、ここが実は全体事業費が4億5,638万円、これの1.5倍を想定しまして、その2分の1を国のほうに取りあえず要求させていただきました。取りあえずということで、どうしても手を挙げないと、これは乗れないんじゃないかと、そんなこ

とで、取りあえず3億4,000万円ほど要望をさせていただいているという現状でございます。

それと、設置の推進委員会でございます。

これにつきましては、現在、委員32名で、旭市の議会を初めとしまして農業委員会、あるいは商工会、農協、漁協からの推薦あるいは直売所を既にやられておる方々、あるいは農産物を生産している方々、あるいは消費者等、こういう方々に入らせていただきまして、現在委員会を立ち上げてございます。多くの方々から幅広い意見、ご提案をいただきたいという趣旨で今設置をしているところでございます。

あと、設置の場所、規模等につきましてでございます。

場所あるいは施設の規模に関しましては、道の駅等を設置する際に根幹となる部分である、そんなことで、設置の推進委員会の中でも早急に決定すべきという、そういうご意見もいただいております。ただ、現時点では、今後、設置推進委員会により各種の議論を行っていただいた後に検討したい、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、2番目のパークゴルフ場の、まず1番目の入場者の推移ということでご答弁申し上げます。

パークゴルフ場につきましては、平成21年度福祉協会の事業計画におきましては、年間見込み人数を2万人というふうに想定しておったんですが、この予想をはるかに上回る3万5,022人の利用をいただいております。

議員のご質問にございましたように、その内訳を見てみますと、まず、市内の皆さんのご利用が3万1,231人、パーセントにしますと89%でございます。市外の皆さんは3,791人でございます。それから、土日と平日の利用ということでございますが、平日の利用につきましては2万8,314人でございます。1日当たり平均いたしますと117人となっております。土日の利用につきましては6,708人、1日当たり平均56人の利用となっております。これを平日と土日と単純にパーセントで比べてみますと、8割が平日の皆さんにご利用いただいているという状況でございます。

次に、月決めの会員の皆さんのご利用ですが、これは平日に限っての利用となりますが、全体では2万3,317人、総体の利用の66.5%、平日に限って言えば82%が会員の皆さんのご利用ということでございます。月平均になりますと、大体少ない月で210名、それから多い月ですと260名、平均しますと、大体230名の皆さんが月決めの会員ということでござい

す。

それから3番目、課題ということで若干申し上げますと、先ほどお話をさせていただきましたように、土日の利用が平日の約半分になっておりますので、この土日の利用をいかに高めるかということが課題として残されております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

ご質問の2点目のパークゴルフ場ではありますが、初めに、維持管理費について申し上げます。

パークゴルフ場は、議員のご質問にもありましたように、平成20年7月にオープンをいたしまして、3年目を迎えたところでございます。

この間、維持管理費は、指定管理料を含めまして、平成20年度が約1,255万円、平成21年度は1,270万円となっております、ほぼ同額で推移をしているものであります。

このうち、パークゴルフ場の基本的な維持管理費、これは芝刈りから剪定、施肥、薬剤防除などがございますが、これらは平成20年度、平成21年度分につきましては一般会計で支出をしていたものでございます。ちなみに、指定管理料は20年度は520万円、21年度は410万円、一般会計の支出分は20年度が735万円、21年度が860万円となっております。

この間、ただいま在田課長から答弁がありましたように、当初の予想を大幅に上回る入場者がございまして、結果として、市への戻入金がございました。戻入金は2か年とも約800万円となっております。この戻入金と、これまで一般会計で支出をしておりました維持管理費がほぼ同額となっておりますので、平成22年度につきましては、試みとして指定管理料に維持管理費を合わせて委託することとしたものでありまして、指定管理料の総額は、22年度分は1,230万円となっております。

今後もパークゴルフ場の維持管理費につきましては、特別な要因が発生しない限り、同額程度で推移していくものと考えているところでございます。

次に、コースの改修についてのご質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の施設につきましては、これまでも利用者の皆様からいろいろな角度で要望をいただいているところでありますが、ご質問のコースの改修といっても、いろいろさまざまあると思います。例えば、抜本的にコースレイアウト等の変更を行うものや、コース内の起伏等の改善を行うもの、補修を行うものなど、さまざまあると思っております。

このパークゴルフ場につきましては、ご質問にもありましたように、開場以来まだ3年目を迎えたところでありまして、建設に当たりましては多額の国庫補助金が投入されておりますので、補助金の適正化に関する法律、すなわち会計検査等についても考慮しなければならないものと考えております。

市といたしましては、まず3年から4年を一つの区切りとして考えておりますので、当面は現状の形態を維持する中で、コースの改修等につきましては、今後の課題として受け止めさせていただきたいと考えております。

なお、市民の健康増進施設として予想を大幅に上回る利用をいただいておりますが、一方で、利用者の増に伴いコースの補修等の必要性も生じてきております。例えばスタート台やグリーン回りなどには顕著に影響が出てきております。今後は率直に利用者の皆様との意見交換も考えておりますので、その中で緊急性のあるもの、段階的に改修するものなど、優先度を見きわめながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 私のほうから、夏期観光の動向についてのうちの一目、海水浴客の動向及び2番目の七夕市民まつりの動向についてご回答申し上げます。

まず、1点目の海水浴客の動向ですが、入り込み客というお尋ねですので、そちらについてご回答申し上げます。

市内の海水浴場の3年間の入り込み状況について申し上げます。平成20年ですが、天候に恵まれまして矢指ヶ浦海水浴場が約1万9,200人、飯岡海水浴場が約5万9,400人で、合計約7万8,600人となり、前年比11.3%増、8,000人の増となりました。翌年の平成21年ですが、梅雨明けが早かったものの、7月下旬から前線や低気圧の影響により曇りや雨などはっきりしない天候が続きましたが、8月上旬から徐々に天候が回復し、矢指ヶ浦海水浴場が約2万300人、飯岡海水浴場が約6万4,200人で、合計約8万4,500人となり、前年比7.5%増、5,900人の増となりました。

今年平成22年ですが、近年にない天候に恵まれ、矢指ヶ浦海水浴場が約2万4,000人、飯岡海水浴場が約6万6,500人で、合計約9万500人となり、前年比7.1%増、6,000人の増ということになりました。

続きまして、2番目の七夕市民まつりの入り込み客ということでご回答申し上げます。

七夕市民まつりの3年間の入り込み状況について申し上げますと、平成20年並びに平成21

年とも8月6日、7日の2日間で約12万人、今年は7日が銚子市の銚子みなとまつり花火大会と重なったためと推測されますが、前年比約2万人減の約10万人ということになっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、食彩の宿いいおか荘及び市営プールについての夏期観光の動向についてお答え申し上げます。

まず、宿泊者でございますが、平成21年7月が1,259人、22年7月が1,138人、差し引き121人の減少、平成21年8月が1,974人、22年8月が1,799人で、差し引き175人の減少となっております。

また、休憩者でございますが、平成21年7月が441人、22年7月が418人で差し引き23人の減少、21年8月が228人、22年8月が229人、差し引き1人の増加となっております。

レストランの売上げに関しましては、21年7月が208万円、22年7月が150万円、差し引き58万円の減少、21年8月が237万円、22年8月が167万円で、差し引き70万円の減少となりました。

また、売店売上げでございますが、21年7月が129万円、22年7月が193万円で、差し引き64万円の増加、21年8月が201万円、22年8月が278万円で、差し引き77万円の増加となっております。

また、市営プールの利用状況でございますが、20年度7,405人、平成21年度8,283人、平成22年度1万116人と大幅に増加しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道の駅はまちづくり交付金で整備できないかということですが、平成22年度から新規事業は社会資本整備総合交付金に統合されておりますので、駐車場のみが整備できますので、補助率は55%です。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） まず、道の駅等の設置の一つ目の必要性について。

先ほど市長さんのほうから、これは旭市にとっても必要不可欠と、そのような心強い答弁がございまして、本当にありがたく思っています。

これは、平成18年の旭市総合計画策定にかかわる市民アンケート、道の駅・直売所の食の郷の部分、その部分で圧倒的な第1位に記録されています。これはどういうことかといいますと、やはり市民の皆様方も大変に期待を抱いていると、そのように思いますし、また、地産地商、交流の場所としても、ぜひこの旭市にはなくてはならない、そういう施設だと思えます。

市長も、今から4年前の平成18年9月議会に一般質問で、やはりこの道の駅の構想に対しまして並々ならぬ質問をしていた、そういう経緯がございますので、ぜひとも頑張っ、これは旭市のこれからの目玉としてやっていただきたいと思えます。

(2)の国・県等の支援についてに行きたいと思えます。

先ほど、課長のほうからご説明がございまして、経営体育成交付金事業のメニューの施設等にかかわる予算の中で、2分の1相当が見込まれるということでございました。そしてまた、建設課長のほうからは、まちづくり交付金を利用した場合には、駐車場のみのほうが整備ができるということでございます。

いずれにしても、いろんな方策をとりまして、よりよい活性化をしていただきまして、今後整備のほうを前向きに、ぜひとも検討していただきたいと思えます。

そして(3)に行っちゃいます。

先ほど、設置推進委員会についてでございます。私も確かにメンバーの1人でございます、いろんな方面からそのメンバーを構成されたと聞きまして、私はそれで結構だと思えます。

今まで、視察研修を含めまして3回の会合が持たれました。今後、あとどのくらいの会合を持ちまして、方向性を出されるのか、そのタイミングといましようかりミットといましようか、どのように考えているのか、まずお聞きしたいと思えます。

○議長(林 一哉) 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) それでは、これからの設置推進委員会の方向でありますけれども、担当課としましては、現在まで5月、7月、8月、それぞれ視察あるいは会合等持たせていただきました。今後は9月から12月、この4か月につきまして、概ね3回程度、分科会等も含めまして、委員さん方にご出席をいただきたいなど。年を明けまして、また一・二回、これは視察も含めまして、できれば合計8回程度、お打ち合わせをしていただきまして、最後3月には、この推進委員会でのいろんな議論等につきまして市長へ報告をしたい、そういう

ふうにご考慮しております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） そうしますと、大体、来年3月というところとやっばり年度末ですよ。それまでに数回あるということをご聞いてございまして、その中で、方向性と申しますか、それはやっばり委員会の意見と申しますか議論と申しますか、それはかなり重要視されるものではないかと、それともあくまでもこれは議論として聞いておくものなのか、その辺はどのようなご考慮でしょうか。よろしくご願ひいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 我々もですね、32名の方、本当に忙しい中、ボランティアでご出席をいただいております。いろいろな分野から出ていただいておりますので、この意見等につきましては、9月議会にご提案してありますコンサルの委託業務、これと併せまして、この中で十分この意見が設置に向けて大きなはずみになる、そういうふうにご考慮しております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、私もメンバーですので一生懸命、前向きに取り組んでいきたいと思ひます。

それでは、（4）の設置場所及び規模について。

先ほど課長さんからいろいろお話がありました。これは私ども、建設経済常任委員会でも、今年7月21日から3日間、日本一の新潟県妙高市のあらいという道の駅へ行ってきました。それと2番の群馬県の藤岡、ららん藤岡というところがございます。この場所と申しますか、これは本当にすばらしい場所で、高速道路あるいは一級国道の出入り口がインターチェンジあるいはサービスエリアに直結してございまして、これをおりた瞬間に道の駅に入るといふような仕組みがなされていたわけでごございまして、これが妙高市の場合にはたしか人口が4万人弱だと思ひますけれども、入場者数が250万人以上、売上高も25億円というところでごございまして、また、2番目の群馬県藤岡市ららん藤岡、これもやはり高速道路の関越、上信越道から入るようになってございまして、こちらにも負けず劣らず、入り込み数が230万人、売上高が22億円、この店舗も見ましたが、テーマパークみたいなものになって、こういうものはたしかにすばらしいけれども、ちょっとこれは旭市の状況に照らし合わせますと、交通量とか、そのようなことを比べますと格段の差があるということで、ちょっとこれは大変だなというところでご思ひます。

先ほど、課長さんが示してくれました規模については、オライはすぬまの1.5倍ぐらいの大きさと、予算も10億円かかる、かからないということを書いていましたけれども、私もそれが一番、この辺の考え方としてはベターではないのかなと、そのように思っています。

この道の駅にしましては、今までは道の駅というのは通過点、旅行に行くときにはトイレ休憩とか、あるいはちょっとした休憩が主であったんですけれども、今は道の駅そのものが目的地になっています。あそこの道の駅はうまいものがあるから行こうと、このようになっていますし、それと同時に、それから今度はやはりみんな趣味が変わりまして、特産物が買える、食べられる、遊べる、楽しめる、いろいろな要素を含めないと、道の駅も今、全国に940あると聞いていますけれども、やはり経営が厳しくなっているところも多々あると聞いていますから、今後、旭市におきましても、これらの要素を組み入れていけば、かなり期待が持てるのかと思っていますけれども、その辺課長さん、どのようにお考えでしょうか。よろしく願います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからおっしゃいましたいろんな道の駅のあり方があるかと思えます。旭市につきましては、若干遅いというご意見もあるわけですが、この遅いというのを逆にとって、全国の至る所のいい所を、ここだけをまねをして、経営的にまずい所、これを参考にしながら、これから道の駅の推進につきましては、検討していきたい、そういうふうを考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、この道の駅はくれぐれも、まず一番の重要視は、我々今まで研修をたしか十数か所行きましたけれども、やはり決め手は交通量、それと利便性、目立つ所、その次には支配人と申しますか、この四つが一緒にならないと、どれが一つ欠けても成功をおさめることはできませんので、その辺も、今後まだ時間がありますから、十分に取入れていただきまして、後発のそれこそ、さっき課長さんおっしゃいましたように、波及するためには、この四つをどうか含んでいただければよろしいと思います。

それでは、次のパークゴルフ場について伺います。

先ほど、在田課長のほうからお話もございまして、平成21年度の見込み数が2万人、それに対して3万5,022人、大変な人がプレーなされた。これは大変に結構なことと同時に、また、関係各位の皆さん方が大変努力をされたたまものだと私は思っています。

その中で、課長さんもおっしゃいましたように、どうも土日祝日、その入り込み数が手元にあるデータでは、21年度では平均56人、市内のプレーヤーが40人、市外が16人、それで20年度も若干ですが、7月から3月まで、その間があります。そのときも大体土日祝日は平均64人、市内が47人、市外が17人でございます、これ平均しますと、数値が下がっているんですよね。本来であれば、集客数が2万人の見込みが3万5,000人を超えているということは、これも多少なりともアップしても通常はよろしいと私は思っているんですけれども、あと、このパンフレットとか啓蒙運動はどの程度、今、集客に対してなされているものか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ご答弁申し上げます。

PR関係につきましては、オープン当初、これは、もちろんパークゴルフ新聞ですとか、市内の宿泊施設、それから市のさまざまな公共施設等へパンフレット等を置きまして、PRをしております。そしてまた、市のホームページ等でもご利用の呼びかけをさせていただいております。また、向太陽杯など全国規模の大会も行ってきておりますし、また、パークゴルフ協会、県の大会もあさひパークゴルフ場へぜひお願いをしたいというようなことの働きかけも実施をしてきておるところでございますけれども、実態は今、議員おっしゃられましたように、若干、土日に限って申し上げれば、利用者数が伸び悩んでいるということでございますので、この辺、もう一度原点に帰りまして、PR活動については我々知恵を出して実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、再々質問でございます。

私は思うんです。土日祝日は年間約120日前後ございます。そうしますと、大体3分の1は土日祝日ということになるんですよね。そこで、今、市内と市外料金というのを分けてございます。市内の皆さんは半分の500円、1日は1,000円と、こういうことで、市外の皆さんは750円の1,500円、ですから、もう設備投資はもう既に済ませてありますし、維持管理等もう、このように皆さんの大変な努力で、前年と変わらないぐらいのあれでやっています。ここはちょっと思い切って、月決め会員は除きますけれども、市外の皆様方も市内の皆さんと同額くらいの金額でプレーなされれば、この土日祝日の、特に市外の皆様方が十四・五人、ですからこれの向上が10人あるいは15人なされまして、現金収入で入りますし、年間の金額

というのは、恐らく300万円、400万円入ると思います。そうすると、この指定管理料もそんなにいらなくなると。かなり物すごいいい施設になると思いますので、その辺、急にはどうかと思いますけれども、今後、検討してもらいたい意味はあるんじゃないかと思いますが、課長さん、いかがなものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに、市外の皆さんのご利用も含めましてPRをしていけば、それは利用料の収入に即はね返ってくるということになるわけです。そして、市外の料金に差を付けているということに関しまして、若干ご説明を申し上げますと、ほかの体育施設やほかの施設もそうなんです、このパークゴルフ場につきましても、基本的には市民の皆さんの健康増進、市民の皆さんにご利用いただくということを基本に設置をさせていただきました。ほかの施設もやはりそうなんです、市外の皆さんと市民の皆さんの差は50%とかということをつけてあるのも、これも事実でございます。

確かに、その料金を見直すということに関しまして、ほかの施設との料金の設定の際の決め方のバランスというものも、これは十分に図らなければならないと思いますので、いずれにしても、パークゴルフ場だけでそれらを即見直すというようなことに関しましては、まだ課題として問題は残るということでございますので、今後の検討とさせていただきたいということでございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、今後検討ということで、ひとつよろしくお願いします。

それでは、（2）の維持管理費等について。

先ほど、都市整備課長さんのほうからご説明がございまして、入場者は1万数千人も上回っているのに、維持管理料は100万円ちょっとでおさまっているということで、これは皆さん大変なご努力のあったことを思っております。

私、今、コースの整備のためになかなか整備が、年中無休なものでございますから、整備のためになかなか休業はとっていないということで、一応提案ということでございますけれども、思い切って月1回休業日にさせていただいて、その日をコースのメンテナンスに組み入れるというのはいかがということでございます。課長さんに聞きましたら、今まで今年に入って、もう既に6回休業してやっているということでございますので、これは隣の福祉センターの絡みもあると思いますけれども、あちらのほうもやはり年中無休でやっているわけで、

やはりおふろ等も配管等いろいろ設備の問題もあると思いますので、思い切って連携して、月1回くらいの休業を、もう既に6回やっていますので、組み入れたらいかがだと思いますけれども、またこの従業員の休暇等の兼ね合いもありますし、その辺お考えはどうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議員からお話ありましたように、平成20年におきましても、どうしてもコースのメンテナンス上、そしてまた、職員がパークゴルフ場とおふろのほうと両方を管理をしている関係で、その臨時職員のもろもろのシフトの関係ですとか、いろんな状況の中で、どうしても休みにせざるを得ない、そういうような日が生じておるのも確かでございますので、ゴルフ場のほうに限っていえば、先ほどの都市整備課長の話もありましたけれども、コースメンテナンス上、どうしても休みにして、一斉にコース整備に当たるというような日も、これは必要でございます。良好なコンディションに保つことがご利用いただける皆様に気持ちよくプレーをしていただく、そういうことにつながってきますので、今後、今ご提案いただきましたような定休日の設定等につきましては、福祉協会の理事会等でこれは十分に検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、再質問でございまして、今、私どものほうのパークゴルフ場にはたくさん植林、大きい木がコースに配置されています。開業1年は、たしかコースを造られた会社が1年間は保障するというので、それがもう既に過ぎています。その後も枯れが何か所が目立つようなんですけれども、私はやっぱりコースに木があるというのは、このコースの重み、あるいはグレードと申しましょうか、大変高まる、やっぱりコースのよさの一つだと思います。たしか建設経済でも、沖縄のほうの観光農園のパークゴルフ場にやはり視察に行きましたら、向こうのほうは木がないんですね。のっぺらぼうでたしか36ホールあったんですけれども、これはちょっと重みがないなということでございます。

ですから、私どものほうのコースは海に近いために、塩害というのはかなりこうむる度合いが高いと思います。しかしながら、やはりコースのよさを県内あるいは県外にアピールするためにも、潮風に強い樹木を選んで、今後も管理運営させていただきたいと思っております。

それで、現在の実態はどのようになっているか、ひとつよろしく説明のほうをお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

枯木とか樹木の管理ということで、ご質問にお答えをさせていただきます。

造成当時には高木を、約4メートルぐらいの高木であります。合計1,260本余り植えております。植栽をしております。今、議員お話がありましたけれども、比較的潮風に耐久性のあると言われている樹木、クロマツ、ウバメガシ、モチノキなどがございまして、これら移植したわけでありましてけれども、ご質問にありましたように、1年以内に枯れてしまった樹木というものが約330本ほどございました。これらにつきましては、枯れ保障としてすべて植え替えを行っておりますが、現在塩害による被害というものが一部に見受けられる、つまり4メートルの木の一部、上部の部分について塩害が見受けられるのが115本ほどありました。また、実際に枯れてしまっている樹木につきましても28本ございまして、これらの多くは、比較的潮風の通り道となる東側から中央部にかけて多く見受けられております。

議員からのご指摘にもございましたように、このパークゴルフ場につきましてはシーサイドということが欠かせないということで、樹木は絶対に必要でありますので、今後は高木だけにとらわれずに、中木や低木などの植樹を検討する中で、適切な時期に植え替えを実施したいと、このように思っております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） どうもありがとうございます。

やはりコースの重み、グレードの高さというのは、やはりコースのそういう植林とか芝生の管理が一番物を言うと思いますので、これからもよろしくお願いします。

コースのメンテナンスなんですけれども、福祉施設の皆さんがコースの草取りとか、あるいはそういうのにいろいろ参加していただいているということをちょっと聞きましたけれども、それは年間何回ぐらいで、どういう所なんですか。ちょっと分かれば簡単で結構ですので、よろしくお願いします。コースの維持管理は本当に暑い中、ご苦勞になっているということで、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 平成22年4月から10月末までの7か月間で、市内にございますひまわり工房という就労支援のための事業所がございまして、そこの皆さんに月15日、大体

1日4人から6人入っていただいています。そして1日の就労時間は3時間ということで、契約をさせていただいております。

契約金額をちなみに申し上げますと、月額10万円ということをお願いしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、パークゴルフ場のほうの最後の、今後のことについてでございます。先ほどはコースのことで課長さんおっしゃいました。3年間はあまり構わないということで、私もそれで3年間は結構だと思います。そのいい例が2万人のこの見込み客に対して3万5,000人を超えているということは、やはりコースがいいから来ると思います。それはあまりにも簡単に易し過ぎると、やはりゲームですので飽きると思いますので、今しばらくは、そういう木の管理とか芝生の管理とかしまして、コースはそんなに構わないで、やはり今のこの難しいとよく言われますけれども、これで少しは我慢して、もっともっとチャレンジ精神をプレーヤーの皆さんに抱いていただきたいなと思います。

それともう一点、パークゴルフ場は年中無休が売り物でございます。たまには管理のために休むということも聞いていますけれども、問題は年末年始、要は大晦日と元旦ですね。この受け付けをやっている皆さんとか、いろんな皆さんもやはりみんな家庭を持っている人たちでございますので、ここは思い切って、大晦日と元旦ぐらいは休業に前向きに検討してもらっても、今の時代はよろしいじゃないかと思っておりますけれども、その辺いかがに思っていますでしょうか。お願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 年末年始休まず営業しているというのは、市の施設の中でもパークゴルフ場と、それからあさひ健康福祉センターということになるわけですが、今、議員のほうからおっしゃられましたように、臨時の皆さんのシフトを組んでいくのも、かなり年末年始難しいような所もございますし、また皆さん、家庭で主婦をされている方もいらっしゃいますので、そういうことからすれば、大晦日と元旦ぐらいは定休日にできればということも、また理事会の中で検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、ご検討のほどよろしくお願いします。

最後に、このパークゴルフ場の件で要望でございますけれども、私も、プレーは年間に

二・三回しかやりませんが、この間行きましたら、今、確かにいいベンチがたくさんございますし、皆さん休憩するには本当にいい材料で感謝しています。その中で、もう数か所あれば、なおいいということ言われましたもので、それはくろしおコースのナンバー5、ナンバー8、それとしおさいのナンバー8ですね。ほかはかなりベンチ等がありますし、またプレーしている皆さんが、大体見ますと、平均70歳前後、あるいはそれ以上の人がかなり多くしているということを聞いていますし、何か簡単に腰をおろすのがあればいいなということを要望されたものですから、これは要望ということで、よく考えておいていただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時30分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き平野忠作議員の一般質問を行います。

平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、3番目の夏期観光の動向について。

（1）市内の海水浴場の動向についてでございます。

先ほど、課長さんのほうから入り込み数におかれましては、矢指ヶ浦海水浴場が昨年より3,700人の増、飯岡も2,300人増ということです。この要因は、これはまれに見る好天に恵まれたおかげだと、このように思っています。

再質問でございます。

現在、矢指ヶ浦海水浴場の駐車場台数は何台ぐらい置けるか、それと飯岡海水浴場の駐車場の台数、それと併せて、飯岡の海水浴場の両わきに砂浜の用地がございます。西側と東側、これは推定で構いませんけれども、どのくらいの駐車スペースがあるか、分かればお知らせのほうお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、駐車場の台数ということですので、回答申し上げます。

矢指ヶ浦の海水浴場ですが、舗装された駐車場として190台、未舗装の臨時駐車場として約90台の合計約280台の駐車スペースとなっております。

飯岡海水浴場ですが、舗装された駐車場として萩園公園レストハウス駐車場の40台、萩園海岸駐車場の200台の合計240台です。

さらに、分かれば砂浜のほうということですので、萩園の海水浴場の西側にある砂浜の駐車場、これは駐車場の案内をしまして、こちらのほうでは約1,300台の駐車を考えています。合計しますと1,540台というふうになります。それともう1か所、海水浴場の東側にこれは平松という所から海岸のほうにおりていけるようになっていきます。ここに関しましては、駐車場というような案内はしていませんが、海岸のほうにおりていけるというようなことから、広さ的にはそんなに海水浴場の西側のほうと変わりませんので、1,000台強の駐車は可能だと考えています。

いずれにしても、駐車場につきましては、海水浴場の多くの方に利用していただくということで、現在無料で開放しているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） なぜ私がこの駐車場の台数をということでございますけれども、この旭市を初めとした近隣の海水浴場、例えば、九十九里海岸には四つあります。そしてまた、今はもう山武市ですけれども、元の成東海岸、それと大網白里、いずれもこれは協力金として駐車場の料金をいただいているわけです。また茨城県のほうの大洗海岸、そしてやはり銚田市の大竹海岸、いずれもやはり同様の料金をいただいているということでございます。

現在本市におかれましては、環境面において、ごみの処理等は無料でやっていると思います。私も現地に、今の言ったところに個人的に視察に行きました。そうしたら、やはり駐車場の整備、あるいはトイレ等の整備、また環境面においてもこのような財源を使うということで確認をしてきました。

そこで課長さんにも私のほうからお願いして、今名前を挙げた近隣の状況、駐車場のスペース、あるいは集金の有料の金額、あるいはこの期間中はどのくらいやっているものか、分かる範囲内で結構ですので、ちょっとお示しを願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、ご指摘の市町村の平成21年度の状況ということで調べましたので、ご回答申し上げます。

まず、山武市ですが、本須賀海水浴場の駐車場で収容台数が2,000台、21年度ですが、利用台数が1万2,800台、利用料収入で約889万7,000円ということになっています。ここにつきましては、普通車で1台700円ということです。

それから九十九里町、ここは海水浴場が4か所ほどございまして、そのうちの3か所、不動堂、片貝、作田海岸、この3か所が有料駐車場ということになっています。総収容台数ですが、3か所で2,400台、総利用台数が9万5,000台、総利用料収入で約5,130万円になっています。利用料につきましては、場所によって違いますが、1台500円から700円という料金です。

次に、大網白里町、ここは海水浴場が2か所ございまして、そのうちの1か所、白里中央海水浴場の駐車場で収容台数が1,200台、利用台数が2万3,700台、利用料収入が1,027万円ということで、普通車500円という状況です。

それから、県外になりますが、茨城県の銚田市と大洗町の状況を申し上げます。

まず、銚田市の銚田海水浴場、この駐車場では収容台数が1,500台、利用台数約1万3,300台、利用料収入が1,330万円になっています。大竹海岸銚田海水浴場という名称です。利用料金ですが、1台1,000円ということだそうです。

それから、大洗町の大洗サンビーチ駐車場ということで、ここが収容台数はここは砂浜も使っているようですが、砂浜を含めて約7,500台、利用台数が約7万4,000台、利用料収入が約7,450万円という状況でございます。

議員ご指摘のとおり、この利用料収入等につきましては、海水浴場等の維持管理経費に充てているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。大変きめ細かな数値を挙げていただきましてありがとうございます。大体主要な海水浴場は、ほとんど協力金として道路の維持あるいはトイレの維持、あるいは環境面のごみ処理とかに使っているようでございます。

本市におかれましても、これだけほかの自治体がもう既に実行していますし、我々の地域

としても、それだけの条件が備わっているわけなんですね。特に、飯岡地区の砂浜を利用しますと、2,000台ははるか収容が可能ということでございます。最近のニュースによりますと、川崎市が多摩川の河川敷におかれましてバーベキュー等で利用する皆様に対して、1人当たり500円を協力金としていただいているということがいろんな報道で流れています。

昨日、やはり日本テレビですか、たしか5時半ごろ、私見ていましたところ、土曜日か日曜日か知りません、4日か5日と思います。入場者が1,800人入りまして、皆さんそんなに違和感なくこれをちょうだいできたという報道を承っています。

旭市としましても、これだけの収容台数があれば、500円としましても、うまくやれば四・五千万円、少なくとも3,000万円近くの収入は可能だと。多少、入場収入徴収する人を、民間の人を委託して頼んでも、これは相当の財源のこれからの手当になるのかなと。今、いろんな面で、国・県等にいろいろ補助金等要請しましてもなかなか渋い中で、ちょっと勉強してやればできるものは、これからそういう対応をしていただいで、幾らでも財源のプラスになるようにしていただければ、これも周年ではなくて期間でございます。わずか1か月間ぐらいだと思いますので、これからいろいろクリアする面もあると思いますけれども、各地の自治体におきまして現在実施しているということは、そんなに高いハードルはないと思いますので、その辺のお考えはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 確かに、今ご指摘いただきましたことが実現されれば、数千万円、夏期シーズンだけで幾らか収入が見込めるのかなというふうに考えています。もう少し実施している所の駐車場の土地の状況ですとか、それが本市の海水浴場の状況とどう違うのか、例えば具体的に申し上げますと、矢指ヶ浦海水浴場に関しましては、舗装の場所が4か所で、未舗装の場所を加えますと5か所に駐車場があると。それぞれ数十台で5か所といったときに、この方法が果たしていいのかですとか、あとは、海岸が国の土地である等々のこと、あるいは出入り等をきちっと規制していった場合に、周りに与える違法駐車等の問題ですとか、いろいろなことが、導入するに当たっては研究しなくてはならないハードルが幾つかあると思います。その辺のことを研究しまして、非常に貴重なご意見ということで受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

これは前向きに検討していただきたいなど、このように思っております。

それでは次の七夕市民まつりということで伺いたいと思います。

先ほど、課長さんのほうからここ3年間の入場者数、2日間でございますので、20年度が6万人、6万人の12万人と、そして21年度もやはり6万人、6万人、今年は6万人の4万人、土曜日がちょうど銚子市の花火大会とぶつかったというところで、2万人が減かなと、このように思っています。

私もちょうど建設経済常任委員会ということで、毎年枚敷のほうに、たしか今年で5回上がりました。その中で、率直な意見としまして、この数値よりも毎年、実感としまして、じわじわと減っているのかなと、このように感じております。それも、出し物と申しましょか何と申しましょか、大体おみこし、あるいは踊りというのが、今年の場合は前の日がおみこし、後の日が踊り、その前の年はたしかサンドイッチで挟んでやっていたと思いますけれども、なかなかこれも56回という歴史の中で、今の経緯にたどり着いたと思いますけれども、これからはもうちょっと何かインパクトのあるような出し物をしていただかないと、じわじわと下がるのかなと。

そこで、たしか8月末の読売新聞、27日か28日かちょっとはつきり分かりませんが、東京のほうの高円寺の阿波踊りというのがございます。これは踊り手が5,500人、そして観衆が2日間で100万人ということで、これは本場の阿波踊りをはるかしのぐ勢いだ。これも最初のころは、たしか15年、20年前になるかと思いますが、本当にわずかな一団がやったものがこれだけの成果を発揮しているということでございます。

また、蓮沼の海浜公園ではウォーターガーデン、最後にサンバカーニバルをやりまして、これも大勢の人が出たと。これもやっぱり読売新聞に出ていました。この踊り手は松戸市のアマチュアのグループをお願いしたということで、だから、本当のプロを頼むとお金が高いんですけども、アマチュアの団体というのは、人に見てもらって快感を得るという人がかなり多いと聞いていますので、旭市としても、何らかのあれで安いあれでこういうものを頼めて、間に入れたらいいのかなと。それでまたそれについて阿波踊りを見て、市民のいろんな会社等あるいはいろんな団体が後に続いてやるようになっていけば、また夏の一つの風物詩にもなるのかなという考えでおります。

それでまた、ちょうどたしか9月に実行委員会の反省会があるということを知っていましたので、そこら辺にでも、またそう言っていた人があるということでも言ってもらえればあ

りがたいのかなということですが、その辺どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 七夕まつり、ご指摘のとおり、意見のほうは実行委員会、企画委員会のほうに伝えていきたいと思いますが、その前に、今年どんな組織でこういう形になったかの説明を若干させていただきたいと思います。

七夕市民まつりにつきましては、ご案内のとおり、関係団体ですとか地区住民が委員となる七夕まつり実行委員会というのが組織されまして、企画運営を行っています。その実行委員会の下部組織としまして、企画委員会が設置されまして、行事の詳細内容について検討してきております。

本年について、今年のイベントをどうしようかというようなことで検討した結果、昨年と比べて変わった点ということで幾つか申し上げますと、市内15校の小学校に願いを込めた竹飾りを中央イベント広場に飾り付けを行った。それから6日に、JR旭駅前で市内の新鮮な野菜を集めて、駅前夕市を行ったことということが新たに加えられ、また、議員ご指摘のとおり、夜のパレードについては、初日におみこし、2日目に踊りやダンスというふうのパレードを分けたということ、それとさらに、飾り付けのコンテスト等を実施したということで、去年とこのような点を変えて、何とか盛り上げようということで、実行委員会、企画委員会のほうでは頑張っていますので、きょう議員ご指摘の点につきましては、冒頭申し上げましたとおり、企画委員会、実行委員会のほうに伝えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

大変、皆さんいろんな方面から頑張っているということを承りまして、いずれにしても、この2日間という盛り上げで12万人ということがございます。旭市の夏の観光が大体36万人出る中の2日間で12万人ということは、相当の人数をかためていますものですから、いろんな意見を出し合って、もう56年続いていますので、これからももっともっと隆盛を図れるようにお願いしたいなと思います。

次に、食彩の宿いいおか荘、市営プールについて、まず、入り込み数を聞きました。ここに手元にデータがございます。平成21年7月、今年また同じ月22年7月、やはり宿泊数でマイナス121人、休息におかれましても22人マイナス、レストラン、やはり58万円のマイナス、

売店がこれがちょっと立派で、プラス64万円ということでございます。これは7月でございます。8月になりまして、やはり宿泊人数が1,974人に対して今年8月は1,799人、やはり175人のマイナス、休息も1人、レストランに至っては、70万円のマイナスということで、また、売店のほうは70万円のプラスということでございます。プールのほうはやっぱり追い風に吹かれて、ここ3年間では過去最高の1万116人ということで、大変な成果を上げているわけですが、ここで支配人、この要因はどのようにとらえているか、まず、率直な意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員に申し上げます。残りの発言時間は3分でございますので、承知おきいただきたいと思えます。

○7番（平野忠作） 了解しました。

○議長（林 一哉） それでは、平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、今、平野議員の前年度に比較して今回検証した分についての理由は何かということでございますけれども、宿泊につきましては7月が121人の減、8月が175人の減というふうになってはいますが、大きな理由という、それはないんですけれども、8月分で見ますと、昨年来てくれた40人くらいの団体ですけれども、それが今年は来てくれなかったと、それは去年だけ来たということなんですけれども、今年はその団体は泊まってくれなかった。また、もう一つちょっと大きな理由としましては、エアコンが今夏の猛暑の関係で、ちょっと効きが悪いということで、部屋を予備室というような形で予約を入れなかった部分がございます。その辺が宿泊の人員のマイナスの理由だというふうに考えておるところでございます。

あと、休憩につきましてはさほどなかったんですけれども、レストランの売上げにつきまして、ちょうどプールの開設時期と重なります。その関係で、いいおか荘のほうにちょうどお昼どきに車で見えて、駐車場が満杯で、それでお客さんが帰っちゃったという、そういうのが何回か見たことは事実でございます。それだけではございませんけれども、そういうのが大きいのかなというふうに考えているところでございます。

あと、売店の売上げにつきましては、昨年度ちょっと売店のほうを充実させまして、その辺が大きかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ご説明どうもありがとうございました。

今、課長さんのおっしゃるとおり、私はたしか22日、一般質問をやりようと思って、ちょっと駐車場をのぞきました。ところが駐車場は、たしかお昼のちょっと前だと思いました。11時前後だと思います。駐車場はもうプールのお客で満杯で、レストランのほうは入っていませんでしたということですのでございます。レストランの利用の時間帯と申しますのは、大体日本的に言えば12時が一つのお昼ということで、入り出すお客の早いのは多分11時半から45分と。そのときに既に車が、本当に必要な時間に満杯になっているんですね。そうしますと、お客さんの場合は、多分夏の場合は地元よりフリーのお客が多いと思います。見た瞬間に、これは満杯だなということでも通過しちゃうんですね。ですから、今回のいいおか荘のコンセプトは客数を減らしても、そういうレストラン等で稼ごうというのが一つの狙いであったのではないのかなと。残念ながら、ちょっとその機能がされていないというのがちょっと残念と思います。

それで、いいおか荘本体のわきに敷地がございまして、そこにプールと書いてあります。これはプールの駐車場という意味と私は判断しました。ところが、そこに管理人等誰もいないものですから、お客様は自分の車が次にしやすいように置いちゃうんです。例えばスペースが80台でも100台でもあるんですけども、二・三十台でそれが身動きとれないという状況に今置かれていますので、今後はそのようなことを十分留意されまして、いいおか荘もますます発展することを祈りまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 17番、日下昭治です。

平成22年第3回定例会において一般質問を行います。

質問については重なる部分もあろうかと思いますが、3項目です。

初めに、袋公園西側進入路、駐車場整備計画について伺います。

この件については、第2回定例会でも私は質問させていただきましたし、またほかの議員からも質問がありましたが、土地収用等の経緯については、私としては今まだ不明朗な答弁

のみしか得られていないと思っています。

前定例会において、上申書の件、少し触れた質問を行いました。その際の市長の答弁では、担当課では法に基づき一生懸命やっている。職員を全幅の信頼をしているので、私としては関与したくない。また、上申書については見えています。個々の問題であり、関知しないという答弁がありました。

私としては、それら発言に疑問を持ったわけであり。なぜかと感じられるかと思いますが、そのことについては、上申書を見るのがなかったら知ることができなかった疑問と思う部分は何点か出てきたということです。私一人が疑問を持つだけでなく、ほかの議員も、また数多くの市民が疑問を持つような土地の収用経緯であったのではと考えざるを得ません。

私も申し上げておきますが、民間での約束されたことを取り上げて質問しているのではありません。行政として手続き上における不備はなかったか聞いているわけです。行政のトップ、責任者であるべき市長が、いかに職員を信頼されているとはいえ、関与したくない、関知しないという6月議会答弁での発言の真意は何であったのか最初に伺いたいと思います。

質問の1点目になりますが、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に基づく土地買取希望申出書における記載漏れではなかったかという質問に対し、前任者からの引き継ぎであって承知していないところもあるので、後でしっかり調査しますということでありましたので、それらの調査結果について報告をいただきたい。

2点目、公有地の拡大の推進に関する法律第6条土地買い取り協議及び第8条土地譲渡の制限における手続き上のプロセスについてと土地買取希望申出書受け付け時において、所有権移転請求権仮登記が登記されていることを知った上で受け付けされているのか改めてお答えを願いたい。

2項目目、袋公園22年度計画について伺います。

1点目、物件調査、不動産鑑定等の委託結果並びに土地の収用等の進捗状況について。

2点目、土地取得後の工事予定について。

3項目目、許認可権のない行政行為を誤った許可をしたため、責任を問われ、まだ係争中であろうと思われる環境シンフォニックについて伺うものですが、平成21年第1回定例会において、千葉日報掲載記事を見て、質問を行った経緯があります。その際、既に旭市に対し、平成20年12月に訴状が届いていて、第1回の口頭弁論が終わったということでした。民事訴訟でありますので、結審までには相当時間も要すると思われませんが、今までには何回かの口

頭あるいは書面による陳述があったと思います。それら裁判の経緯と、当然、弁護士の依頼もされていると思うが、それらの費用も含め、報告をいただきたいと思います。

2点目として、これまでに和解案等の提示があったのか、報告できる範囲で結構ですので、お示しいただきたい。

3点目として、2年近く経過しますので、そろそろ結審に向かうのではと思われませんが、市の対応としては、和解を前提とした話し合いに臨まれるのか、あるいは判決を待つことになるのかについて伺います。

以上で、第1回質問を終わりますが、再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問にお答えをいたします。

袋公園の問題についてでありますけれども、関与したくない、関知したくないという6月議会での答弁ということでありまして、関与したくないということは、やはり、先ほども議員がお話がありましたように、一生懸命担当課の課長がやっているわけでありまして、私も正直言って、このことについては就任前のことでありまして、あまり詳しくは知っていませんでした。その時点では、担当の課長、担当課あるいはまたそれに関連した係の方々の答弁といいたいまいしょうか、説明で分かっていたわけでありまして、そういった部分で担当課に任せるという意味で答弁をしたと思います。

また、関知したくないということは、今も申し上げましたように、就任前のことでありました。行政は継続性が大事だということはいつも肝に銘じているわけでありまして、契約の問題ということにつきましては、やはり就任前の問題ということでありましたので、そういった部分で発言をしたのかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、袋公園に関するご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、議員のほうからもご指摘いただきましたが、去る第2回定例会の一般質問の際に、公拡法第5条第1項の申し出に関する記載のないということについてのご質問に対しまして、その時点では私、すべてを承知していなかったということは事実でありまして、後ほど調べさせていただきたいというのをはっきり申し上げました。そのときの休憩後に、職員から状況を聞く中で、任意の申し出という中で、そこまで記載の義務はないのではないかと

いう解釈のもとに、そのときには答弁をさせていただいたものであります。

その後、先ほど申しましたように、この件につきましては改めて調べ直してみました。結果として、今、議員からご質問のありましたような状況の中で調べたわけではありますが、施行規則第5条には幾つかの記載事項が規定されておりまして、その一つに、所有権以外の権利があるときは、その内容を記載する必要があるということでありまして、記載するかしないかは任意ではないということでございました。この場で、第2回のご答弁の内容につきまして訂正をさせていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

では、なぜ記載漏れになったのかということについて調査をしてみたわけではありますが、この公拓法第5条第1項の申し出の際には、法律上において、登記簿謄本の添付を義務づけていないということがございます。ですから受け付けの際に、提出された書類の内容の正否まで確認を行っていないというのが実態でございまして、つまり、形式上の書類審査ということでございまして、結果として、私ども行政側からも適切な指導ができなかったということも事実であるというふうに思っております。

そこで、今後の対応でありますけれども、施行規則に定めがありながら、法律上におきまして登記簿謄本の添付を求めているという若干矛盾もございまして、市としては今回のケースを教訓といたしまして、今後は任意とはなりますけれども、登記簿謄本の添付を指導していきたいと、このように考えているところでありまして、今後におきましては、このような記載漏れという事態は防げるのではないだろうか、このように考えております。

それから、2点目のご質問ですが、公拓法第6条、第8条の解釈という中で、仮登記が設定されていたことを承知していたのかという具体的なお質問でありますので、そのことについてお答えをさせていただきますが、私も引き継ぎを受けた中で、当時の状況を調べてみました。結果として3月12日に申出書が提出されておりまして、3月16日に知事から通知書を受けております。

そのときに、いつの段階で仮登記、要は登記簿の確認をしたんだということを調べてみましたら、3月24日に謄本をとって確認をしたということでありました。ですから私が4月に引き継ぎを受けた段階におきましては、そのことは担当者から聞いている状況の中で、そこまで詳細はその時点では聞いておりませんでした。その後聞く中で、仮登記というものの性質につきましては、またいろんな議論がございまして、基本的には所有権以外の第三者の権利がすべて抹消されなければ契約はしないということは、私、担当のほうに指示をしていました。一般的には、土地売買契約書には、第3条に停止条件というのが必ずついて

おりまして、第三者の権利の抹消義務は相手方にあるわけですので、契約することはできないわけではありませんけれども、私の判断として抹消することができることが確認できなければ契約はしないということにしたわけでありまして、結果として抹消確認をいたしまして、所有権移転登記を行いまして、土地を取得したということでございます。

それから、ご質問の2点目、袋公園の22年度の計画についてでございます。

1点目の不動産鑑定、土地収用等の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

袋公園整備事業は、本年度が事業認可の最終年度となるものでありまして、本年度予算におきましては、2件、土地4筆の取得を予定しているものでございます。

不動産鑑定業務につきましては、鑑定業務を2社に依頼をいたしまして、この鑑定評価書に基づきまして価格評価調書を作成をいたしまして、買い取り価格を決定しているものでございます。

その後、関係する地権者と交渉を行いまして、去る8月19日付で、1件3筆の土地につきまして土地売買契約を締結いたしました。

なお、残り1件につきましては、現在相続の関係から、現在地元にお住まいの権利者の方々と交渉を行っているところでありまして、事業認可の最終年度を迎える中で、今後もご協力をいただけるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、2点目の工事の執行予定というご質問でございます。

先ほど、本年度の予算であります、本年3月定例会におきまして繰越明許費の承認をいただいている事業費と、本年度の当初予算において予算をいただいている事業費の2口分の予算がございます。今般、1件3筆の事業用地につきまして土地取得の契約ができましたので、10月中には繰り越し分の工事を発注したいと、このように考えているところであります。工事の概要につきましては、造成工事、給排水工事、電気設備工事などを予定しているものであります。

また、現年度分の事業費につきましては、先ほど申し上げましたが、1件の土地につきまして、関係する相続人の方々とご協議させていただいておりますので、今後はさまざまなケースを想定する中で弾力的に対応していきたいと、このように考えているところであります。

いずれにしましても、本年度平成22年度が事業認可の最終年度となりますので、年度内の完成に向けて努力をしてまいりたい、このように思います。

また、今後の進捗状況につきましては、随時、議会なり所管の常任委員会のほうにもご報告をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから環境シンフォニックの関係でございます。

現在までに至る口頭あるいは書面による状況ということ、経過です。これから弁護の費用はどのくらいかということでございます。

まず経過について申し上げます。

旧干潟町における一般廃棄物処理業の許可の取り消しに係る環境シンフォニックからの損害賠償につきましては、訴訟となる以前に、市に直接2度の請求がございました。この辺から申し上げます。

最初は、平成19年4月に2億5,000万円余りの請求がございました。市はこれに応じられないということで、棄却をいたしました。

次に、平成20年6月1日に、今度は少し下がりました1億円余りの請求がございました。これにも市は応じられないということで回答を申し上げます。

これらの経過を経まして、平成20年12月に、今度は8,600万円余りの損害賠償、これは訴訟が提起されました。

お尋ねの口頭あるいは書面による陳述の状況でございますけれども、平成21年2月6日に第1回の口頭弁論が開かれまして、原告訴状及び被告である市の答弁書の陳述が行われました。以後、平成22年7月9日までに口頭弁論が12回開かれまして、原告からは9度、被告であります市からは8度の準備書面の提出を行ったところでございます。

なお、この間の期間中の平成21年9月3日の口頭弁論の中におきましては、先ほど請求額が8,600万円だったんですけれども、原告側が請求額を5,900万円余りに縮減をしております。

それから、弁護の費用ということでございます。

弁護費用につきましては、算定のシステムの基準がございまして、いわゆる経済的利益や紛争額、これに基づいて4段階に分かれておりまして、その4段階のものを合計したものが金額になるということで、申し上げます。まず、基準のほうを申し上げます。

300万円以下の部分については、これは着手金と成功報酬の2通りになりますけれども、まず、着手金のほうでは8%、それから報酬の場合ですと16%、それから300万円を超えまして3,000万円以下の部分につきましては、着手金が5%、報酬については10%、3,000万円を超え3億円以下の部分、これにつきましては着手金の場合には3%、報酬の場合には6%、

それから3億円を超える部分につきましては、着手金の場合には2%、それから報酬の場合には4%ということで。

私どもはまだ結審しておりませんで、報酬はまだ出してございませぬけれども、出ないというのが正確でございますけれども、着手金につきましては、これを計算式に基づきまして、最初の訴訟額8,600万円、これをもとにしまして計算しますと、328万円ちょっとになるわけですけれども、これはうちのほうの弁護士が顧問弁護士をされているということで、0.8掛けということでおまけをしていただきまして、262万円になりまして、これに消費税を掛けた275万1,000円、これを着手金としてお支払いしたところでございます。

続きまして、2番目の和解案の提示はあったのかということでございます。

この和解案につきましては、平成22年4月23日の口頭弁論におきまして、裁判所から提示をされました。しかしながら、この和解案については、平成22年5月26日の口頭弁論におきまして、応じられない旨の陳述をいたしました。

それから3点目でございますけれども、和解か判決かということでございますけれども、今申し上げましたように、市としましては、裁判所の和解案を拒否したところでございまして、したがって、現在はこの期日を行進している状況でございます。いずれ判決が出る方向になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 再質問を行いたいと思います。

都市整備課長、記載漏れは間違だったということですね。記載漏れはすべきだったとありますので、市長、なぜ関与したくない、関知したくないということを申し上げたかということをお願いいたしますよ。本来関知すべきものはあるんですよ。本来関知すべきものをしてあれば、そういう問題は起きないんですよ。6月議会でどういうことを言ったかといえば、問題ないと言ったんでしょう、あなた方は。そんなふざけたことを言って、ここで間違えましたじゃ、なぜ関知しないとか関知したくないという発言が出るんですか、市長。ちゃんと関知すればそういうことはないわけですよ。

その後、市民からこういうのがありました。議会中継モニター、インターネット等で見た方だそうですね。市長の発言趣旨は何だったかと。本当にそうやって私が聞かれたんですよ。市長、行政のトップで関与したくなかったら、誰が関与するんですか。

ちゃんと関与してあれば、こういう問題は起きないわけですよ。私どもははっきり言って

調べてきたんですよ。分かりますか、これ、担当、都市整備課長、分かりますよね。千葉県県土整備部用地課土地取引調査室、そこへ出したんでしょう、あなた方は。これちゃんと、室長以下3名が、そこでそういうことはありませんと答えているんですよ。

それでその関係になりますけれども、次の譲渡の問題、記載がしてあったらそういうことはあり得ないでしょうよ。本来記載すべきものがあるんでしょう。仮登記だって記載しなければならいんでしょう、本来ならば。仮登記、所有権以外の権利ですから、そういうことを仮登記されていたのであれば、調査室長以下3名来たんですよ。そして多分その際、こういうことを答えたんですよ。県では、はっきり言って書類に基づいて審査しておりますから、把握できませんと。市でも把握していなかったんじゃないでしょうか。そこまで県のほうは言っているんですよ。現実はどういうことじゃないんでしょうよ。であるから、6月に私どもはおかしいんじゃないかというふうに言ったわけですから、その時点でこういうことを答えれば、今、こんなことは終わったんですよ。

それで、市長、先ほども冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、私どももあの上申書がなければ全然分からなかった話なんですよ。上申書を見た結果、こういうのがあるんじゃないでしょうかと言ったんですから、市長、それを見たときにどうでしたということをお答えもらったんですよ。その辺、どうですか。はっきり言って、6月から今までの今日までの経緯、市長、答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 上申書をももらった時点で、担当課、関係の職員が詳しくいろんな協議をいたしました。その当時は、それで記載漏れがあったとしても、記載漏れの時点を通すくらいのことでは県は認めてもらえるというような話も聞きましたので、担当の方が一生懸命やっているということで、契約時点でのことでありますので、上申書がどうのというような部分より、県とのやりとり、そういった部分を市の担当のほうに任せているというようなことで信用して、担当課の方々にやってくれというようなことで話をしたようなことであります。

それについて、6月の議場での答弁ということの中では、関与したくない、関知したくないという言葉につきましては、少し適切ではなかったのかなと、今反省をしております。今後、気をつけてそういった部分はやっていきたいと、そんなように思っております。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、はっきり言って、間違っただということでしょう。本来ならば、市、行政が、こういうことは本来ならばしてはいけないことなんです。だから6月に言っていたでしょう、規則にのっとってやるべきであると。しかし、任意だから記入側の勝手だというような話を皆さんはしたんじゃないですか。

我々だって、それを調べて発言しているんですよ。はっきり言って、その時点で間違っただら訂正すべきだと思うんですよ。それをしないで、今日まで持ってきて、私ども県まで行って、ここまで聞いて来なきゃならないなんていう、そういうことをしなくてもいいわけですよ。どこで調査したかということをはっきりしていなかったわけでしょう、あなた方は。職員の内部分で話をして、自分らの都合のいいように勝手に解釈したんでしょう。そういうことじゃないですか。どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

6月の答弁で、記載漏れであるということにつきまして、先ほどご答弁をさせていただきました。結果として、私どもも県のほうの指導を受けまして、この手続きについては、結果としては問題はないというふうな回答はいただいております。

やはり、先ほども申し上げましたが、行政側での指導の中で、やはり登記簿謄本というのは誰でもが閲覧できますし、交付も受けられるわけでありまして、ただ、先ほども申しましたように、第5条第1項の申し出の中で、施行規則に、日下議員おっしゃるように、書くようなことになっているわけですが、結果としてはそれを確認する手段がないという中で、これにつきましては若干矛盾があるということは申し上げました。県のほうにもこれから、やはり事務指針というのは県では定めることはできるわけでありまして、この公除法の申し出に対する、第4条、第5条いろいろありますけれども、そのほかにつきましても、事務指針の改善というものは求めていきたいとは思っておりますし、先ほども答弁しましたが、私の判断として、今後につきましてはそういった形で手続きをさせていただきたいということで、6月につきましてのご答弁については、申し訳ありません。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 終わったことを、確かに県にそのときに、今後こういう問題が起きたときにどうしますかと。これを市にもう1回もとに戻してということはないでしょうね

と、そこまで確認したんですよ。そこまでは私どもはできませんと。しかし、こういうことが本来ならあってはおかしいでしょうと。そういうことで、それがあると、この第5条、次の第6条、第8条の解釈も知事の許可後だという答弁をされていますよね。確かにそこですけども、県の要綱の中で注意事項があるんですよ。それはやっぱり、届け出、申出の際は土地所有者であることを確認するため、土地登記簿謄本や契約書の提示また写しの提出を求め場合がありますと、それはあれで、その中で届け出、申し出をした土地については、その期間、譲渡、売買、贈与などをすることができません。届け出、申し出をした日から買い取り協議を行う旨の通知をする日まではと入っているんですよ。だから、こういったものをその際記載されていれば、その時点で県はそれなりの指導をされたと思いますよ。それが記載漏れでなっているから、県は分かりません、把握できませんでしたということだったんですよ。

その辺、終わったものを私ども、壊せとかそういう問題ではないんですよ。やっぱり行政は法律にのっとってやってもらわないと、まして、これはちゃんとした監査をやっているでしょう。計数の監査だけでなくして、法律上にのっとった監査もしなければならぬでしょう、監査委員は。監査委員事務局、ちょっとその辺も含めてお願いします。服務規程、その辺。ごめんなさい、職務権限。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（平野修司） 監査の範囲等、地方自治法の第199条で定められております。監査委員が必ず行う監査というのは五つありまして、一つは定期監査、それから決算審査、例月出納検査、あと基金の運用状況の審査、健全化判断比率等の審査、これが監査委員は必ず行わなければならないという形です。あと、任意で行うものがありまして、それは随時監査とか行政監査、あと援助団体等の監査等があります。

監査委員におきましては、この関係で、例年各課の定期監査等、あと決算等を行っております。

その中で、書類等の審査を行っておりますが、今後もこのような形で適正な法令に遵守とか、経営的なものとか、あと、効率性のものとか、そういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、そういったものをやはり法令に遵守した形でやるように心がけてください。お願いします。

その辺は過ちだったということでございますので、その辺は、スムーズに今後も問題のないように進めていただきたいと思います。

2項目目、今年度計画について、先ほど説明をいただきました。なぜこういう形を9月になってお聞きしますかと申しますと、今、冒頭でやりました昨年の取得した工事、緊急性を要するというので、わざわざ土地開発基金まで使って補正を組まないでやったんですよ。しかし、今度は当初予算で組んであるものなんですね。

だから、そういったものは今年度で終了するんですし、できるだけ市民の有益なもののためにやるわけですから、スムーズに早くやるべきであろうと思ったんですね。それがいまだにやっていなく、ちょっと私も勘違いした部分があったんです。土地取得契約等も契約案件に入るのかなど。しかし、5,000平米以下ですから、多分それはないみたいですので、そういうものを含めて、本来ならスムーズにやってほしかったなど、そういうことで去年はあれだけ急いだ事業だったわけですから、本年の9月に補正を組んだので、それからやっても間に合う事業ではなかったのかなと思ったんですよ。しかし、5月に我々知らない中で、土地開発基金で土地まで収用してあったと。そういうことをやったのに、今年度計画は大分遅れているんじゃないかなとそんな感じがしましたので、これはスムーズに今後、できるだけ早くやって、市民のために、それが有益のためだと思います。そうでないと、今のこの土地、駐車場の件だって、あそこで止まっちゃっているんですから、やはり継続できるように、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それは答弁だけお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） いろいろご指摘、ご意見ありがとうございました。

来年の桜まつりまでにはぜひ完成させたいと、また、事業認可もございますので、繰り越しにならないように最大限の努力をしていきたいと思ひますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしくお願ひしたいと思ひます。

もうある程度、終わりましたので、早く行きます。

シンフォニックについて入ります。

今までに何回か陳述が行われたという話でございます。そして、和解案の提示等もあったように今伺ったわけですがけれども、先ほどちょっと和解案でなく、8,600万円ぐらいの訴状だと思えますけれども、5,900万円というのが和解案の提示額ということではないんですか。その辺ちょっと。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 先ほど申しあげました12月に一番最初の請求があったわけですが、これが8,600万円余りということで、途中の経過、さっき5,900万円と申しあげましたが、平成21年9月3日の口頭弁論において、5,900万円ということでございまして、この額が和解案ということではございません。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、和解案の提示はあったことはありましたけれども、まだその辺は公表はできるものではないということですか。それはできるんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは、先ほど私のほう申しあげましたように、和解案を受け入れていないということで、期日が続行中ということでございますので、できれば差し控えたいなということで考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 分かりました。

例えば、この問題について係争中、裁判でございますので、いろいろあまり表にしないほうがいい部分があると思います。そういうことであるわけでございますけれども、もうそろそろ2年余りになるわけですから、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、民事でありますので、やはりだらだらやればよいということではないわけですので、ある程度あるのかなと。どうしても合意に至らなければ、当然そういうことになるわけですが、その際、例えば必ずしも合意に至らないからと、賠償責任を多分負うわけですから、その辺のものとして、これは賠償責任ですよ。それは間違いなくあると思いますので、そうします

と、それが安くなるのか高くなるのか、長くなれば、必ず安くなるということもないと思う
んですよね。場合によっては、いろいろ弁護士費用だとか、そういうものがかさんでくる
わけですから、その辺をどう判断しますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 確かに、どの辺が妥協線かというのは難しいところがございます。

ただ、先ほど、ちょっと日下議員も申し上げられましたように、これはあくまでも私ども
は被告ですね。要するに、瑕疵ある許可をしてしまった部分の因果関係については、我々は
被告ということでございますので、絶対それがゼロになるということはありませんと思いま
す。

ただ、先ほどの経過を申し上げましたように、最初に2億5,000万円ほど出たものをここ
まで努力してだんだん下げてきて、なるべく市のほうにも負担がかからないようにというこ
とで我々もやっておりますので、その辺の経過をこれからただただらだらということござい
ますが、相手側があることございますので、その辺のところは弁護士と相談しながらいい
方向が出ればということ考えております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） できるだけそういうことを、市民に負担がかかるわけですので、これ
はほかからお金は出てこないと思いますので、やはりできるだけスムーズな形でやっていた
だきたいなと思います。

それと、こういった問題になると、過去のものでありますけれども、やはり過去にさかの
ぼっているいろいろな考えなければならない部分が出てくると思います。ただ、継続されたから、
市が全面的に責任を負うということになるわけですが、市であれ、市民の有意義なお
金を使わなければならないわけですので、その辺をどのような考えを今後持たれますか。そ
の辺、市長、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、議員がお話がありました過去の責任というような問題でしょうか。

その辺につきましては、今、なるべく和解金を少なく、今努力して係争している中で、今の
段階では、そういった部分で一生懸命やっているということだけで理解をしていただきたい
と、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 理解はさせていただきます。でもやはり、これは私が理解すればいいわけじゃないんですよ。これだけ7万人の市民がいるわけですので、その辺がやはり、理解できるような最終判断をするのが市長だと思いますので、その辺をしっかりと市民向きに判断をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 引き続き伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い、質問をいたします。

6月度の質問で、水道管耐用年数を伺いましたが、橋や上下水道、また、港湾岸壁などの社会基盤の老朽化が進んでいます。これからの社会基盤の多くは、1950年代後半からの高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後、耐用年数を超えるものが急増する見通しで、これに伴って、更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することも予想され、対応が求められていますとありました。

今後50年で必要な費用は、国土交通省の試算で約190兆円に上るとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれております。具体的には、2037年度以降は公共事業予算が賅えなくなり、耐用年数が過ぎた橋や道路がそのまま放置される危険性が生じると言われています。

そこで1点目に、社会基盤の老朽化について、市が管理する社会基盤、橋梁、施設、道路など、耐用年数を迎えようとしているのかを聞きます。1950年代から1960年代に造られたものでいいですので、伺います。

2点目に、乳幼児紙おむつ給付事業について伺います。

この事業は、利用している方に大変評判がよく、乳幼児にかかる家計の負担を少なくしてくれると喜びの声を耳にしています。

現在の利用状況はどのくらいあるのか伺います。

3点目に、家庭で一時的に子どもの養育が困難になったときに子どもを預けることができる子どもショートステイという事業があるとテレビで放映されておりました。この子どもショートステイについて、実施している自治体はどのくらいあるのでしょうか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席で行いますので、明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議員質問のまず舗装についての耐用年数ですが、おおむね10年であります。

市道延長約1,100キロメートルありまして、そのうち舗装は740キロメートルありまして、整備された時期については、すべて把握できておりませんが、ほとんどが耐用年数を超過しており、今後、補修工事が急増する見通しであります。

舗装の場合は、耐用年数が来たからすぐ舗装するのではなく、破損状況に応じた方法で補修工事を行っております。

また、橋梁の耐用年数は50年としているのが一般的であります。市では管理している橋梁の数は307橋ありまして、建設年が判明しているのは57橋でありまして、そのうち建設後50年を経過したものは1橋となっております。残りの250橋に関しては、台帳とかが不備でありまして、建設年が不明でありました。

以上であります。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは保育所の施設についての件でお答えをさせていただきます。

耐用年数といいましても、19年度に実施した耐震診断の結果ということでご答弁をさせて

いただきます。

干潟保育所を含む15保育所のうちに、昭和56年6月以降の建築で、耐震診断そのものが不要だという保育所が5か所、それから耐震補強、それから改修が不要な保育所が3か所、耐震補強、改修が必要なのが3か所で、改築が必要だというふうに診断された保育所が4か所ということになっております。

なお、耐震補強が必要となった3保育所につきましては、もう既に補強工事を終了しております。

それから、改築が必要と出ている保育所4か所につきましては、行政改革のアクションプランでも書かれておりますけれども、そういったことを含めて、今後検討していくということにしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから公民館施設につきましてご回答いたします。

私ども公民館施設ということで5館をとらえておりますけれども、先ほどご質問のように、1960年代までというと市民会館だけになってしまいますけれども、この5館につきまして説明させていただきます。

まず、海上公民館ですけれども、昭和56年3月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建てとなっております。耐用年数が50年ですので、平成42年で耐用年数となります。

次に、干潟公民館ですけれども、昭和49年7月の建設で、鉄筋コンクリート3階建てとなっております。耐用年数は、平成36年で耐用年数となります。

次に、いいおかユートピアセンターですけれども、平成2年6月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建てとなっております、耐用年数は平成52年となります。

それと市民会館ですけれども、昭和41年4月の建設でございます。鉄筋コンクリート3階建てとなっております。耐用年数は50年ですので、平成28年で耐用年数となります。

次に、青年の家ですけれども、昭和47年5月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建ての建物でございます。耐用年数は、平成34年で耐用年数となります。

なお、耐震診断ですけれども、いいおかユートピアセンターについては対象外となっております。そのほかの4施設については、対象建築物となっておりますけれども、現在のところ耐震診断等は実施しておりません。しかし、この施設につきましても、現在、公共施設の

見直し方針等の結果が出次第、計画化をしていきたいと、こういうふうを考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 申し訳ありません。答弁漏れしておりましたので。

まず、2点目の紙おむつ事業についてお答えいたします。

紙おむつ給付事業につきましては、子育て家庭の経済的支援ということで、今年度から実施しております。先ほど、伊藤保議員おっしゃられましたように、子育て家庭のお母さん方には大変好評な事業だというふうに私も聞いております。

この制度の概略を申し上げますと、市内に住所を有する2歳までの乳幼児を養育する家庭に対して、月額3,000円の紙おむつ券を支給するということです。したがって、1人の乳幼児に対して2年間7万2,000円という金額分のおむつ購入券を支給するということになっております。

現在の支給人数でございますが、8月末で申し上げます。1,238人、それから購入できる取り扱い店というのが市内で決まっております。市内の16店舗を指定させていただいております。

毎月、出生だとか転入やなにかで、50人程度の方が新たに申請をされているといったように状況になっております。

ちなみに、今の時点で購入券を実施に使用された方、お店で購入された方につきましては9,311枚、金額にして931万1,000円ということになっております。

それからもう一点、子どもショートステイ事業についてです。

子どもショートステイ事業というのは、なかなか認識が薄くて、正直私も初めて聞いた事業でした。調べてみましたところ、はっきり言って老人のショートステイと同じで、お子さんを親が面倒見られないから短期間、1週間程度預かるよという事業内容でございます。県内の状況を調べましたところ、県に確認いたしましたら、県はそういった事業をやっている市町村は把握していないというお話でした。各市町村のホームページや何かで検索していった結果として、県内で実施しているのが、東葛地域の9市のうち7市が実施しているということで、7市を申し上げますと、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、市川市、船橋市、浦安市ということでございまして、ただ、この7市が松戸にある児童養護施設1か所と委託契約をして事業実施をしているということでございまして、松戸市に確認したところ、制度としてはありますが、あまり積極的な利用がされているケースはないんですよというようなお話

でした。

松戸市の例を申し上げますと、子ども1人1泊につき1,000円という形で、この児童養護施設に預かっていただくということです。ある特定の養護施設と委託契約をいたしますので、そこと契約をして、年間、要は介護のベッドを買うようなベッド数という確保ということと同じように、1市1人という確保の人員を確保していると。ですから最大7人なんですけれども、プラス1人で8人をいつでも、加盟している市であれば受け入れができるよというような事業内容になっているようです。対象者といたしましては、満1歳から18歳未満の児童ということでございまして、実際に事業実施が松戸市が平成14年度から、それからその他の6市が平成18年度からということで事業を始めているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

道路舗装は10年で寿命が来るということで、順次修繕なり何なりしていくと思うんですが、橋のほうの建築年数が分からない所というのは、どのように確認なり点検なりしているのか、また、耐用年数を延長させるための修繕計画というのはしているんでしょうか。また、優先順位などもお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、橋の修繕の計画でございますけれども、昨年度、国庫補助事業によりまして、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、市内の307橋梁のすべてを現況の損傷及び変形状態を把握しておりますので、来年度、この結果を踏まえまして、具体的な修繕計画を作成していく予定であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 策定していくということですが、点検などのサイクル、今、二百幾つかの建設年数が分からないというお話がありました。その橋とかの点検サイクルというのは2年に1遍とか1年に1遍とかというふうに、これから行っていくと思われそうですが、そのサイクルとかはどのようになっているんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 点検のサイクルですけれども、国においては、橋梁の点検サイクルは5年程度というふうに考えているようですけれども、本市におきましては、来年度を予定している修繕計画の結果が出ないと、金額面ははっきりしませんけれども、その結果によっていつ直すのか、その損傷状態とかによって修繕していくような計画であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほどお話ししたとおり、市も合併して、あと5年で10年過ぎようとするわけですけれども、そういった中で、今後、交付金が暫定的に少なくなってくるということがあります。そういった中で、この庁舎もそうですけれども、こういった古い建物に対して、また、人工物に対して、どのように今後予算づけ、あるいはまたどのくらい概略でかかるのかという試算もしているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 現時点では、すべてのこういった社会基盤の修繕にかかる費用というのは把握しておりません。それらについては、今後、あと5年たてば合併の特例期間が過ぎて、徐々に一般財源も厳しくなっていくという状況でございますから、当然それらについては関係する課から情報を得ながら策定していくというのは、これは財政課のみでできるものではございませんので、全市的にそれは対応して考えていくことであろうと思いますので、その辺は関係課と十分協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、早目に補強、またそういった延命処置をとってってもらいたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

乳幼児のおむつ支給事業ですけれども、先ほど、1,238人が利用されているということでした。もう少し、今、1か月3,000円で1年間3万6,000円という形で、引換券を事前に1年分渡すということですね。そういう中で、おむつだけにしか契約書では使えないということで、利用者から、もう一工夫欲しかったんだよねという声がかかなり上がっているんですけれども、それはどういうことかという、粉ミルクかおむつかという選択肢を与えてもいいんじゃないかなというふうには私自身は思うんでありますけれども、その辺のところを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そういうことまで考えておりませんでしたので、今、伊藤議員から提案がありましたその件につきまして、担当とよく精査して、本当にそのほうがいいのかどうかという部分も含めまして、検討していきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ありがとうございます。

実は、おじいちゃんからお祝いにもらったとか、友達からもらったという、おむつが余ってくるというんですね。そうすると、引換券をその月に使わないで次の月にとすることはできるとは思うんですけども、中にはミルクと交換できないかというような声が非常に多いもので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の3点目に移らせていただきますが、この子どもショートステイというのは、私も聞いてからちょっと調べてみたんですけども、都内ではかなりあるんですね。それと東葛地域と、人口が多い所はもう既に始まっているんですけども、旭市では2代とか3代世代と同居しているので、親に見てもらったり、おじいちゃんに見てもらったりということが多いので、今のところ要望はありませんが、近い将来、全国の各市町村で一つぐらいあってもいいのではないかなというふうな感じがするんです。

というのは、母子家庭の方でいわゆる3人とか2人とか子どもさんを育てているということになると、どうしても精神的なダメージとかそういったものがありますものですから、最近こういった精神的な面での虐待とか、そういったものもありますものですから、その辺のところを考えると、将来的には必要になっていくと思うので、市としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 伊藤議員おっしゃることは確かに旭市でも、ちょっと虐待の話が出ましたけれども、児童虐待が大分増えてきていまして、そういったこともあります。それはまたそれで緊急保護する措置というのがとれますから、ちょっとこのショートステイとは若干考え方が違うかなという気もするんですが、実際ショートステイ事業をやるとなると、児童を養護する施設どこかと契約をしなければならない。そうすると、養護施設の

ほうが受け入れてくれるだけの部屋がないと、市が入れたくてもなかなかそれはすぐ実行に移せないという部分もあると思いますし、伊藤議員もご存じでしょうけれども、一般の家庭にお泊まりをさせるといったことを東京都内で実施している所ではやっているようです。ただ、そこまでいくには、ちょっと旭市は人口的にも、それから東京都内にお住まいになっている方と若干条件が違うのかなという気がしますので、当面は、やるとすれば児童養護施設と契約をしてやれる方法がとればと思います。ただそれが果たしてどういったことで行くかというのは、これからもうちょっと勉強させていただいて、将来そういったことが必要になれば、考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この各やっている所では、補助金を多少民間に出して、民間で委託しているというのが多いように見えます。その方法とかそういったものも、今後検討させていただいて、要望が出てきた場合にはすぐに対応できるような、そういった措置をお願いしたいと思っているんですけども、今後こういった形で、先ほど考えているということですけども、具体的にはそういった、いまだそのことは考えていないということでもよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 今の時点では、まだ具体的にすぐ事業化ということは考えておりません。

参考までに、松戸市とか東葛がどのくらいのお金をかけているかといいますと、年間で委託料として百四・五十万円支払っているようです。やるとなれば、そういったことを予算措置をして、施設にお願いするということになると思いますので、旭市については、まだ今すぐ事業化ということはちょっと考えづらいかなと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 現代社会というのは、変化変化の連続でして、ライフスタイルがどんどん変わってきているんですね。だから今は必要ないかもしれません。しかし、実施している自治体が現実にある以上、旭市でも実施できる方向で準備をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

大きく分けて4点について一般質問をします。

まず初めに、職員の採用の方法についてお尋ねをいたします。

大学卒業者の就職率の低下、失業率の高止まり、今回の民主党の代表選でも、一にも雇用、二にも雇用、三にも雇用と言っているように、デフレ、インフレの中で、雇用問題は大きな課題となっています。

まして、我が旭市のように、これという企業がない中では、市役所、中央病院、農協が一番の雇用の場であります。その中でも、市役所は勤めたらリストラもなく、給料も景気に左右されずに上がる。そして退職時には高額の退職金、退職後も国民年金とは違い、生活には困らない年金、多くの応募者があると予測されますが、この採用に当たって学科試験はどのようにし、また、面接試験はどのようなメンバー構成になっているのか、それと、今回の採用に当たって、採用予定人数が若干名になっているのはなぜなのか。そして、雇用法が改正され、年齢制限が禁止され義務化されたのに、なぜ年齢制限を設けたのか、お尋ねいたします。

次に、道の駅についてお尋ねします。

先ほど、平野議員から道の駅について質問がありましたが、私は私なりの観点で質問したいと思います。

まず、建設の構想についてであります。車社会を反映した中で、休憩、情報交流、地域の連携等によって、個性豊かなにぎわいの場づくりをコンセプトに、道をただの通過からたまり場として地域おこしに役立てようということで、当時の建設省が平成5年から始めた事業で、全国で1,000か所を計画し、県内では、最近佐原に開業しましたが、房州の観光地を主に十数か所開業しています。

なぜか国道126号線には1か所もありません。これは行政が一番頼りとするコンサル、リサーチの結果だと思われそうですが、しかし、我が市では初めからもう建設ありきで、場所も未

定、これというコンセプトもない中でのコンサルタント料約四百数十万円の補正予算の計上、これではあまりにも無為無策ではないか。予算を計上するからには、それなりの具体策を持った中でコンサルを活用する、これが筋ではないのか。その意味でも、どのような資金を使い、またどのような補助金を使った中でどのような建設構想を持っているのかお尋ねをいたします。

次に、2点目として、目的等についてお尋ねをいたします。

旭駅前アンテナショップとして、おあがんな旭が開業しました。しかし、大分苦戦しているようです。これらを踏まえた中で、道の駅は何を目的として、またどのように運営していくのか、具体策についてお尋ねをいたします。

次に、3番目として、都市計画マスタープランについて、初めに、目的と目標についてお尋ねします。

先般、都市計画マスタープランが市内全戸に配布されました。しかし、市の職員もどのようなものがいつ配布されたのか知らない中では、一般市民はなおさらで、大部分の市民は全く興味がなく、ごみ箱入りです。

このマスタープランの作成がどのようなメンバーが携わり、どのように検討して作られたのか、理解に苦しみます。それといたしますのも、現状を知らないさくら台工業団地の工場建設推進とか、中心市街地への人口誘導等、旧町の過疎化を進めるような施策、また誰も理解できないような炭素型の都市環境など、まさに理解に苦しむようなこのマスタープラン、何を目的に何を目標としているのか。そしてこれにかかわった期間、そして予算は全額でどのくらいかかったのかお尋ねをいたします。

次に、土地利用についてお尋ねをします。

都市計画マスタープラン、これによって、当然のこととして旭市全域が都市計画法の網がかけられる。そして課税の対象となるわけですが、旭市は市とはいいながら農業地帯、大部分が農振地域の中、さらなる土地の規制の強化によって、土地の活用、利用方法、どのようなになるのかお尋ねします。

次に、滝郷診療所について。

診療問題等についてお尋ねをします。

自治体病院の運営、経営は厳しいものがあります。近隣の市町でも廃業に追い込まれたり、一般会計からの多額の繰り出し、それからすると、我が旭市には、旭中央病院という今は亡き諸橋先生が長年にわたり築き作り上げた、今では全国屈指の自治体病院があります。

旭中央病院は市民はもとより近隣の市町、そして隣の茨城県民の命と健康を守っています。そして、医療についてはこれでいいということがない中で、旧干潟地区にはありませんが、旧飯岡には中央病院直営の診療所、そして旧海上には国民健康保険による海上診療所がありますが、この診療と運営はどのようになっているのか。また、合併して5年が経過したのに、なぜ病院を二つ持たなければならないのか。それとともに、滝郷診療所についての検討委員会を立ち上げたとのことですが、何を目的とした検討委員会なのか、そして現在までの検討結果について、お尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問に対しお答えをいたします。

私のほうから、道の駅の建設の構想についてと滝郷診療所についてお答えをしたいと思います。

道の駅につきましては、先ほど、平野議員から詳しくいろんなご質問がありました。そして今、高橋議員からあったわけでありすけれども、私もこの道の駅構想、議員になることから、旭市にこれだけの大生産地を背負っているのに、やはり発信基地がないと。そんなような中で、ぜひ行政の中でリーダーシップをとってやっていただきたいという思いをずっと抱いておりました。そんな中で、今回こういった道の駅構想といいましようか、そういった部分をいろんな方々に相談しまして、ぜひやりたいという声があちこちから聞かせていただきまして、そしてそういった準備段階といいましようか、検討委員会を作って、今、協議をしているところであります。

先ほども、高橋議員のほうからお話がありましたように、道の駅の構想については情報発信基地、そしてまた休憩基地、そういった部分であったわけですが、今は先ほども平野議員がお話がありましたように、通過点ではなくて目的地だと、そんなような思いの中で今、全国でいまだに道の駅があちこちと計画をしている状況があると思います。

現在、全国で952駅があるそうであります。千葉県では21か所設置されておりますが、そんな中で今、近隣、匝瑳市、香取市、山武市、多古町、大きな栗源もそうですし、今度、芝山町がもう一つ、計画を今構想しているというような話も聞きました。銚子市もそんなような思いも今しているところであります、こういった状況の中で、やはりこれだけの産地、

そしてまた観光拠点、観光施設あるいはまた、本当に田園風景、海岸、そういったものを資源を抱えている中で、目的地にして、拠点にさせていただけるような施設をぜひ作りたい、そんなような思いの中で、今、検討委員会を立ち上げた次第でございます。

ご承知のように、先ほど申し上げましたように、農産物は県下一でありまして、水産物は県下二位ということでもあります。市民アンケートによる食の郷構想の中での道の駅、本当にそういった部分も多くの方の皆さん方が要望されているところでありまして、そんな中でぜひ私の任期中にこの道の駅をやっていききたいと、そんなような思いの中で、今考えているところでもあります。

コンセプトというようなのが薄弱な中で、そういうのは無駄ではないかというような部分がありましたけれども、私のコンセプト、市民の皆さん方のコンセプトも大体同じとは思いますが、先ほど何回か申していますように、直売館、大生産地でありまして、その品物を全国に発信したい。旭市の品物が全国で知られるような、そんなようなブランドを作りたいと、そんなような思いが一つであります。

二つ目として、交流施設、先ほどからお話ししましたようにレストラン、ミニ遊園地、体験学習施設、そしてまたふれあいの場を、そんなような思いの中で作っていききたい。

三つ目として、地産地商、先ほど申し上げましたように、地元でとれているものを地元の人が食べていないというような話を多く聞かせていただいています。旭市の消費者が違う所の道の駅へ行って買っているというような状況がたくさん聞かせてもらっているわけでありまして、そういった部分でも、地場産品、そんなものを地産地商というようなことでもやっていききたい。

四つ目としましては、今景気の低迷の中で、長引く不況の中で、雇用創出といいたまうか、企業誘致がままならないものがあります。この旭市が農業そしてまた中央病院、大きな財産を持っているわけでありまして、そんな中で、自分たちの力で雇用を創出していけるような施設を作っていききたいと、そんなような思いも、この道の駅構想の中にぜひ組み入れていききたいと、そんなようにも思っているところでもあります。

五つ目としましては、旭市全体の存在感、銚子の手前の旭だというような思いを全国に、そんなような思いでありますけれども、中央病院とこの農水産物全国9位、そういったものの中で、銚子の手前の旭だというイメージを払拭したいと、そんなような思いを強く抱いているわけでありまして、そういった気持ちの中で、この旭市の資源を利用して全国に発信したい、基地を作りたい、そんなような思いで今いるところでもあります。

目的についても、今話がまじったような答弁でありますけれども、ひとつご理解をいただきたいと、そんなように思います。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 答弁漏れがありましたので、お答えいたしたいと思います。

滝郷診療所についてご質問がありました。

滝郷診療所の建て替えに関しましては、地元住民の要望も強く、地域審議会、あるいはまた地元の方々から、何回となく要望をされております。これは昭和27年に滝郷村営の国保滝郷診療所として開設以来、昭和29年の海上町の合併、平成17年の旭市の合併と2度の合併を経て、現在も地域医療の一翼を担っているところであります。

現在、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会に諮問をして、検討していただいていることについて、一つは滝郷診療所の役割について、2番目に滝郷診療所の機能について、3番目に滝郷診療所の運営について、4番目に前3号に掲げるもののほか必要な事項ということで、検討委員会で今、あり方検討委員会を設置し、検討していただいているところであります。

現在の私の気持ちとしましては、滝郷診療所の安定した存続をまず考えていきたい。地域の拠点施設として診療所を置いておきたい、そんなような思いを今持っているところであります。

干潟地域への診療所の新設をというようなご質問も含めてありましたけれども、今の時点では、行政改革の中で非常に厳しいと言わざるを得ない状況だと、そんなようにお答えをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、職員の採用関係についてお答え申し上げます。

まず、1点目は、学科試験ということですが、1次試験のことであろうかと思えますけれども、1次試験につきましては、東総広域を通じまして、千葉県市町村総合事務組合で実施する合同採用試験というものに参加をしているところでございます。

試験内容につきましては、上級試験と、資格免許職、いわゆる保育士ですとか保健師等は択一式の一般教養試験と専門の試験、こういったものを実施しております。また、初級の職員につきましては、択一式の一般教養試験と作文の試験ということで実施しております。

それから、2次試験の面接でございます。面接のメンバーというようなことでございます。

面接につきましては、志望動機ですとか積極性、社会性あるいは特技、資格、自己PR、表現力、あるいは判断力、態度ですとかそういった項目について、メンバーとしましては副市長、それから教育長、私総務課長、それから総務課の職員班の主幹、それから消防職については消防長が入ります。そのようなことで行っております。

それから3番目に、採用予定者を若干名ということということでございました。

これは、最近数年間はこういった形を出していると思うんですけども、私どものほうでも合併もございまして、定年退職者というものの数というのは、もう想定はできるわけですけども、定年前にやめられる方が大分多かった。最近でもまだあるわけなんですけれども、その辺のところ、応募要領は7月に配布するんですけども、それまでにはまだそういった方が確定していないということがございまして、やはりその辺の数を見てからでないと決められないということもございまして、若干名という形にさせていただいております。

それから、年齢制限等を設ける必要がないじゃないか、法律は改正になったんじゃないかというところがございますけれども、高橋議員ご案内のとおり、年齢制限ということがございますけれども、まず、法律のほうの関係でというお話がありましたけれども、雇用対策法というのがございまして、これは平成19年10月1日に改正になりました。そういった中で、雇用対策法は全部公務員だけじゃなくて、広く一般に向けた法律でございまして、その第10条で、年齢にかかわらず均等に機会を与えなければならないというのはあるんですけども、実は第37条で適用の除外というのがあります。今ご覧になっているかもしれませんが、第37条の第2項の中に、先ほど言った第10条の規定については、国家公務員及び地方公務員については適用しないという除外規定がございます。ただ、先進の市川市なんかでは、この法律を受けて年齢を一回撤廃したこともありましたけれども、今はまたもとに戻しているということをお聞きしております。

それから、年齢制限をなぜ設けるんだというところがございますけれども、市政を円滑に運営推進していくためには、職員の年齢構成を将来にわたってバランスのとれたものとしておくことが大切であろうということで考えております。

現在の本市の職員の年齢構成、これは高齢化が進んでおりまして、特に若年層の職員は少ない状況、これは合併後に大量退職があったということもございますけれども、長期勤務によるキャリア形成を図る観点、あるいは事業活動の継続や技能、ノウハウ等を引き継いでいくためには、若者の雇用、これが大事になるんじゃないかということで、それから、先ほど高橋議員申し上げましたが、雇用、雇用、新卒者の就職状況が非常に悪いという中で、やは

りまだ今の時点で若者の就職問題、こういったものにも対応していく必要があるだろうという
ことで、年齢制限を設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目の都市計画マスタープランにつきましてお答
えをさせていただきます。

この都市計画マスタープランであります、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示す
ものでございまして、合併後の旭市の秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、誰もが健
やかにゆとりと安らぎを感じ、市民が安心・安全で暮らせるまちづくりを総合的に進めてい
くための指針となるものでございます。

ご質問中に、策定の経緯というご質問と予算というご質問がございました。

策定につきましては、平成19年度から3か年計画で策定をしまりまして、市民の代表
で構成をいたします都市マスタープラン策定委員会、こちらのほうにご協議をいただいでい
るものでありまして、また、庁内会議も設置してございます。最終的には、市の都市計画審
議会、こちらのほうに諮問をいたしまして、この3月1日付で、この都市マスタープランの
方針を決定しているものでございます。

それから予算というご質問がございました。

マスタープラン策定委託料としまして、3か年間で2,742万6,000円でございます。

これは、3か年の債務負担行為で進めてきたものでありまして、このうち、本年3月の定
例会におきまして、一部772万8,000円ほど繰越明許を再度設定しているものでございます。

それから、都市マスタープランの目的でありますけれども、現総合計画を受けまして策定
してきたものでありまして、このマスタープランの中では、市の全域を視野に入れた都市計
画区域の見直しを想定しているものでございまして、市民が同じ条件下のもとで安全・安心
に暮らすことができるよう、市の一体的なまちづくりを計画的に進めようとしているもので
ございます。

目標であります、新たに例えば、3町の区域に都市計画を拡大する場合におきましては、
当然ながら地域住民との合意形成はもちろんのこと、国や県との事前調整、これは農林調整
が主になりますけれども、これらの事前の調整作業にもかなりの時間がかかるものというふ
うに想定しております。

また、都市計画は市民生活にとって大変重要なものと考えております。とりわけ、先ほど

ご質問がありました農振地域の規制にさらなる土地利用の規制がかかるのではないかと、こういうお話がありました。都市計画区域に指定されますと、必然的に建築基準法第6条が適用されることになりまして、住宅等を新增築する場合、建築確認の申請手続きが必要となっております。建築基準法では、接道の義務であるとか、不燃材の使用、それから構造計算を初め、最終的には、細かいところですが、火災報知器の設置等におきまして審査を受けなければならないということになっております。

現状におきまして、昨年度の実績でありますけれども、現旭地域の都市計画区域の地域で、建築確認、これにつきましては198件ございました。海上、飯岡、干潟地区それぞれの地域における確認申請、これにつきましても23件建築確認申請が出されております。都市計画区域外でありましても、一定の建築基準法の適用は現在でも受けておりますので、特定建築物になりますけれども、そういった状況の中で、一定の理解は得られるのではないかと、このように考えているところでございます。

今後も住民説明会等々を開催する中で、現状の旧3町が長い歴史の中で住民の皆様がお暮らししてきたわけでありまして、建築動態等につきまして詳細に調査をいたしまして、住民説明会に臨んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、高橋議員の滝郷診療所についての中で、診療と運営について、それから検討委員会の経過につきまして私のほうからご回答申し上げます。

まず、診療と運営でございますけれども、現在、滝郷診療所では、診療時間につきましては午前が午前9時から12時、午後は午後2時から5時の診療時間となっております。磯村先生につきましては、月曜日は午前と午後、木曜日が午前、金曜日につきましては午前午後をお願いしているということでございます。あと、火曜日、水曜日の午前と木曜日の午後につきましては、旭中央病院から先生を派遣をいただいているところでございます。ですから、滝郷診療所については、土日が休診日で、月曜日が午前午後、火、水が午前のみ、木金が午前午後の診療となっております。なお、運営については市の直営で行っているところでございます。

それから、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会の経過でございます。諮問等につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりで、委員会の開催状況としましては、第1回目が5月31日に開催しました。これについては市長からの委嘱、それから資料の説明等、それから

6月、7月、8月、大体月1回程度開催しておりまして、診療所の視察、それから資料の説明なり、それから意見の聴取を行っているところでございます。5回目につきましては、10月14日に予定されているところでございます。

先ほど、市長が申しあげました各項目ごと、診療所の現状と改良を望む部分などの検討を進めていただいているところでありまして、いずれにしましても、答申まではいまいし検討時間も必要かなという状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

学科試験は合同採用試験でやっているということでございますが、この学科試験、毎年同じ点数なのか、まず1点。それから、面接、教育長それから副市長、それから総務課長を含めた中でやっているということでございますが、まず、この学科試験、毎年ボーダーラインが違うという話を聞いているんですよ。それといいますのは、やはり採用にいろいろありまして、執行を初め市の幹部が採用を頼まれた場合には、あうんの呼吸の中で、その人を入れるべく、例えば今年は50点にしようとか、また、いろいろあるという話でございますが、毎年の採用試験は何点で1次試験、学科試験を通っているのか。

それと、先ほど若干名ということ、定年前にやめる人がいるからということでございますが、市として職員の人員計画をどういうふうに作ってあるのか、それが作ってあれば、これは若干名というのはいらないと思うんですね。そしてまたその際、定年前の退職者がいれば、これは臨時職員でやってもいいと思うんですよ。それとまた、先ほど課長が行政の場合は年齢制限の撤廃が義務化された中で、公務員はいいという話でございましたが、二・三年前には30歳くらいまでの募集もしましたね。

そしてまた、今年、中央病院が臨時職員を正職員に40名ほどしましたね。その際、まるっきり年齢制限を撤廃したわけですよ。これは市長、よくご存じでしょう。市長のところのせがれの嫁さんも入ったわけですから、そういう中で当然市長だって疑問を持ったと思うんですよ。そういう中で、なぜ自分の都合のいいときはそういう年齢制限を撤廃する。そして今度はこういうときには年齢制限をするのか、まず、その辺をお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 質問の4点ほどだと思っておりますけれども、毎年同じ点数なのかとい

うこととございます。これは毎年同じではございません。というのは、ある点数で、例えば100点以上が合格だということをやれば、それに達しないのはゼロの場合もありますし、あるいは何百人と出る場合もあって、そういった画一的な決め方はいたしておりません。それは先ほど言いましたように、採用予定人数によって変わってくるということになるかと思えます。

それから、面接のメンバー、それからあうんの呼吸でという話がありましたけれども、我々はそういった1次試験に基づいて選抜された者を本当にその中で適正な人といえますか、そういったのをディスカッションさせたり、個人の面接をしたり、そういったものの中から選んでいるということで、そのようなことでやっているということではございません。

それから、若干名の職員に関連しまして、職員の人員計画があればということとございますけれども、これは定員適正化計画の大枠はございまして、これも合併してから5か年の中で、ある程度の目標数値を持って、結果的にはそれ以上を、目標以上の定員削減ということとをできました。今後の5か年についても、定員適正化計画で目標とする数字を掲げております。そういった全体的なコントロールはしながらやっている所でございます。

人数を決めちゃって、あと足りない分であれば、臨時でもいいんじゃないかということとございますけれども、その辺はまたいろいろやり方もあろうかと思えますけれども、現状ではこのような形でやっているという所でございます。

それから、年齢制限30歳未満で中央病院の例もあってということなんですけれども、これは先ほども言いましたように、高橋議員もお手元に持っているようでございますけれども、さっき申し上げましたこの雇用対策法の趣旨につきましては、すべからく全般的に年齢制限を設けないというのが趣旨でございます。ただし、それを設けることができる規定が公務員にある。ですから、それを全廃の本法のほうを遵守してやる分には、全然違反でも何でもないということですね。ですけれども、そういった設けることができるわけですから、設けなくてもいいということですね。それは本法のほうを優先してやった例えば市川市なんか、年齢制限を設けなくてやったという事例はあったんですけれども、応募者が殺到しまして、とてもやり切れないということで、1年ぐらいでまた年齢制限を設けたというような状況のようでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の例を出されまして、年齢制限は取り払ったほうがいいという
ようなご意見だと思いますけれども、そのことは今、課長が答弁されたように、年齢制限を
したほうがいいのか悪いのかという部分は、きちっと担当、そしてまた庁内でコンセンサス
をとりながら決めていきたいと、そんなように思います。

中央病院の私の私的なことについて言われましたことは、中央病院に任せてあるというこ
とでありますので、私に聞かれても困りますので、その点はよろしくお願ひしたいと思いま
す。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 中央病院に任せてあるって、一気に40人から臨時職員を正職員にとい
うことになりますと、それは、事業管理者はいますよ。しかし普通であれば、何らか相談が
あってしかるべきなんですよ。それでは、事業管理者というのは市長が決めているでしょ
う。そういう中で、やはり、それは任せられていいかもしれないけれども、ある程度の重要
なことはやはり市長に相談すべきだと思うんです。相談をされないというのは、市長がそれ
だけばかにされているということですよ。そうでしょう。

そしてまた、課長、結局人員適正化計画とか何とかというのがありますけれども、それは
全体じゃなく各課ごとにやってあるんですか。今年も保母ですか、採用の予定になっていま
すね。来年ですか。来年採用の予定になっています。また今年採用したのは4人ですか。一
説によりますとすべて学校の先生の子どもだと。そしてそれがそれなりの能力がなくて、臨
時の職員を対応してくれと、そういう話も入っているんですよ。そういう中で、例えば、保
母、来年採用が1人でも2人でもいいです。将来子どもは変な目に見えていますね。そうい
う中で、その辺を含めた中で、今年の募集をしたのか、これは保育園だけじゃなく、ほかの
セクションもそうなんです。どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、定員適正化計画に関しまして、課ごとに作ってあるかとい
うことではありますが、これは課ごとという、そういうものではございません。さっきも言
いましたように、総枠の話でございます。

それから、保母さんの問題で、すべてが学校の先生、これは逆に言いますと、我々は一切
関知する所でない、ないというのは、高橋議員もご存じかもしれませんが、職業安定
法の中で、これは平成11年に指針が出ておりまして、労働者の募集業務の目的の達成に必要

な範囲内で、本文では個人情報収集して使用しなければならないというのがあるんですけども、平成11年に指針が出されまして、原則として募集してはならない情報というのが示されました。個人情報ですね。そんな中に、人種ですとか民族ですとか社会的身分、あるいは家族の職業、そういったものが一切とってはいけないということになっておりまして、今、ここに履歴書がありますけれども、一切そういう情報はないんですよ。我々はそういったことを知る余地もございませんので、本当にその辺の所はご理解いただきたいと思います。それは誰が親だか誰の子どもだと、そういったのは実際書くようになっていません。本人の履歴しかございません。これは平成11年ぐらいからこういうように変わったようでございます。ですから、そういったことの誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） だから、そういうことじゃないんですよ。結局、たまたま採ったら、学校の先生の子どもであったと。それと同時に、やはり優秀な人材を採るためには、毎年一定の学科試験の点数、それは私は決めるべきだと思いますよ。それでなければ、私がさっき言ったように、やはり感情が入った中で、頼まれた中でそういうことも起きかねないわけです。それとともに、やはり面接試験の際、公平性を保つために内部だけじゃなく外部から入れたらどうかと思うんですが、その辺、市長どうですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 先ほど、一番最初の質問に返っちゃうんですけども、基準点のよなものを設けて、優秀な者ということですけども、ただ、これは毎年の問題の難しさ、易しさもあろうかと思えます。毎年、これは平均点自体を見ても上下はしているわけですね。そういった中で画一的にはできないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、面接の中に外部の人を入れてはどうかということでございますが、ちょっと調べた資料があります。ちょっとお待ちください。

この関係でございますけれども、例えば応募者が500人とか1,000人、こういった多くの採用を予定している大きな団体、そういった所では、確かに最終合格者を決定する場合に民間のお力をおかりしている所があるようでございます。旭市くらいの所ですと、現在そういったことは考えなくてもいいのかなど。参考までに申し上げますけれども、県内で6団体くらいがやっている所があるということで承知しております。そういうことで、旭市の場合には

小さい市でございますので、そこまでやらなくても選抜はできるということで、現在やっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時 5分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほどの件ですけれども、これは要望ですから、優秀な職員を採るため、またそういう中で、情実にとらわれない採用方法を十分検討していただきたいと思えます。

それでは次に、道の駅の問題でございますが、市長は任期中にぜひやりたいということで、今回この予算を付けたと思えますが、ただやりたいだけじゃ、それはただ作れば、例えばおれのときに学校を作ったんだ、それから道の駅を作ったんだということになりますけれども、税金を使うんですから、そういうことではならないと思うんですよ。そういう中で、例えば直売館を作る。旭のブランド品を云々と言って、果たして、じゃ、あそこに旭のブランド品を出せる人がどれだけいるのか。逆にあそこに出せる人は二流、三流の人になっちゃうんじゃないかと思うんですよ。ブランド品を出せるというのは、それだけの量をやっていますから、少量では手間も何もないわけですよ。そういう中で、果たして直売館で旭のブランド品を名乗れるものを出せるのか、それから体験、それからふれあいの場を作るといいますが、じゃ、それに対して、どのような補助金、それから資金を使うのか。それとともに、先ほど平野議員の質問に対しての答弁で課長が答弁していましたが、検討委員会、その答えが出るのが3月、4月、そういう中で、果たしてこの予算をどのように活用するのか。コンサルというのはどういうものなんですか。何もない中でコンサル、相談も何もできないでしょう。その辺どういうふうを考えているのか、また、地産地商といいますけど、それは地元業者との兼ね合いをどうしていくのか。また、雇用の場を作るといってございまして、大体どの

くらいの人をそこで雇用するような計画があるのか、何もない中でコンサルを頼んだって、コンサルも困っちゃうと思うんですよ。そういう中で答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、いろいろ出していただきましたご意見、そういったものを検討委員会の中で十分意見交換をして、そしてまた意見を出し合ってコンセンサスを今作っているところでありまして、それぞれかかわってくれている人は、ある程度専門の人、そしてまた消費者というようなことの中で、道の駅をどう思うのかというような人が大勢、それこそ数が32名では多いではないかというような話もあったんですけども、いろんな市民の分野から検討委員会に加わっていただきまして、今、議員がおっしゃられましたことについて、検討を今、してもらっているところでありまして、コンサルにつきましてはそういった部分、具体的に旭市としてそういったことの中でどれだけのことをやれるのか、そんなような話もきちっと相談相手になってやってもらおうと、そういったことで今検討委員会の中のコンサルタント料、そういったものを今、予算組みをしているところでありまして。

また、道の駅ということでありまして、直売館だけではないわけでありまして、そういった部分での旭市の集客施設といえましょうか拠点施設として、どれだけのものを作って、いろんな採算性、そういった部分も確かに精査していかなければならないわけでありまして、そういった総合的ないろんな部分で検討を加えてもらいたいと、そんなような話の中で、今、検討委員会に伝えてあるわけでありまして、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の質問に対する答弁とちょっと違うんですが、結局、何の具体策もない中で、コンサルというのは助言とか提言とか指導とか、そういうものをするのがコンサルでしょう。それが何もない中で、コンサルタントがどういうふうにも助言、提言できるのか。そしてまた予算を組んでありますが、この予算、3月といたら何だかんだ、3月を過ぎちゃうと思うんですよ。どういうふうにもこれを使うのか、せっかく予算を組んでも使い道がないでしょう。

それと同時に、施設もそうなんです。建物を建てる、何を建てる、これはできるかもしれませんが。しかしながら、まず土地ですよ。これは土地は相手のあることです。そういう中で、まず土地の確保を含めてどういうふうにしていくのか。建物を建てたって、コンサ

ルが、場所によってはまた助言、提言が全然違っちゃうわけですよ。

だからそういう中で、具体的にどういうふうを考えているのか。ただ、作ればいい、そんな考えじゃ困ると思うんです。やはり後の始末、それを考えないと、そういう中でどういうふうを考えているのか、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから何点かご質問ありまして、1番目に旭市のブランドということで、多分議員おっしゃるのは、旭市には大きな農業経営者が多いというようなことで、なかなか直売所のほうへ持ってきてくれるかなという部分があるかと思えます。今回、推進委員の中にもJAにも入っていただいています。あるいは旭市の中には、JAを通さないでいろんな法人の団体に農産物を販売している方々もいる。そういう力をかりたいなど、そんなふう考えております。

それと、いろいろ補助金等云々ありますけれども、実は農水省の補助金につきましては、平成24年度に活用したいというようなことで、一応手だけは挙げてございます。そんなことで、できましたらこの9月にコンサルを入れまして、そこで具体的なことを練って、さらに平成23年、具体的な土地等も含めまして検討して、24年にもし国のほうがいろんな補助金を用意いただければ、そこから入っていききたいなど。

そのために、実はこの9月にコンサルを入れたい。そのコンサルの目的につきましては、地べたがということがありますけれども、例えばどのくらいの土地が旭市として妥当なのかどうか、あるいは、先進地の事例であれば、どういう資金を活用したいろいろないい事例があるかどうか、例えば民間資金の活用、佐原の道の駅、ここは民間資金の活用等もしております。そういう面も含めて、我々が持っていない情報、そういうものも民間のコンサルからも吸収して、事業の推進にしていきたいと、そんなことで考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） コンサル、コンサルと言いますけれども、いいおか荘はコンサルを入れたって、今度はコンサルの計画に従ってやったら、逆に赤字が増大しちゃうような施設の改修をするわけです。それと同じで、どれだけコンサルがノウハウを持っているのか。

そんな中で、また、多古、それから八日市場のふれあいパーク、この現状はどんなふうになっているのか。その辺把握していると思うんですよ。

それとまた、おあがんな旭、これは旭市のアンテナショップということですが、そしてま

た、126号線には道の駅が一つもないわけですよ。そういう中で、先ほど、課長はいろいろ先進地を視察と、場所があるわけですよ。その地域地域の特徴があった中で、果たしてそれをここへ持ってきたから合うということはないわけですよ。いずれにしても、先ほど申しあげましたところの状況はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 地域の状況というようなことで、知っている限りのこととお話をさせていただきたいと思います。

まず、多古でありますけれども、議員の質問にありましたように、多古は多古米をメインにして直売施設、あそこが相当の集客を集めているのかなと。それと一部花を、聞きました所が多古という地域は月に1度墓まいりをする、そういう習慣がある。だから毎月1回は花が売れるよという、そういう地域性を含んだところでうまく直売施設を仕組んでいるよ。それと隣のふれあいパーク、先般も経営をしている女性の方にもお話を伺いまして、多分行っていただいたら分かると思いますけれども、この間までは小さいカボチャですが、坊ちゃんカボチャを約300本ぐらい棚状にして植えてあったり、今はキュウリ、そういう人目を引くような体験、そういうようなものも用意しながら、ふれあいパークを今活動していると。

特に、そのふれあいパークの経営者の方からは、旭市がもし造ったとしたらば、ちょっとこれは脅威だねと。何で脅威かというようなことは、匝瑳市から比べると、旭市は農産物が豊富であると、そんなことで経営者の方からお話を伺いました。できれば二つの施設、共存共栄でいきたいねというようなことで、そんなことで、我々もほかの施設とけんかをすることなく、例えば、うまくよそのいろんな事例を組み込んで、旭市に合った施設を検討していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、目的についてお尋ねをします。

アンテナショップ、今、旭の駅前にありますね。答弁、1、2、大体同じようなものなんです、そういう中で、旭のアンテナショップは現状どうなっているのか、その辺を踏まえた中でどういう計画を組むのか。そしてまた、今、よそとけんかと言いますけれども、やはり商売ですから、ある程度これはパイは一つですから取り合いということになっちゃうわけですね。そういう格好のいいことは言っていられないと思うんですよ。多古、それから八日市場、ですから先ほど答弁なかったんですが、内容は今どうなっているのか、それから126

号線にないのはなぜなのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 個々の経営の状況につきましては、ちょっと具体的な資料が手元にありませんので、ちょっとお答え申し上げられません。後ほどまた資料等確認させていただきたいと思います。

あと、126号線になぜないかというのは、個人的には、用地が確保できないのかなというふうには考えていますけれども、ということによろしいですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） やはり検討委員会を重ねている中では、当然この近隣の経営状況は知っておくべきであるし、126号線にないということは、じゃ、旭にもないということなんです。そうじゃないですか、市長。どこか飯岡のほうにあるんですか。現在、検討している場所は、土地は。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 土地については、それこそ一番重要な問題だと思いますし、私が発言をしたら、それが波及をするというようなことで、できるものもできなくなっちゃうんじゃないかなと、そんなような思いで、個人的にいいなと思っている所は、旭市の市内の住人です。あるはあるにしましても、まだどなたへも私がいいと思うというようなことは言ったことはありません。ゼロからの出発で検討委員会の中でやってもらうということで、ご理解いただきたいと思います。

もう一つついでに、立たせていただきましたので、きのう、実は多古町の町長と香取市の市長とちょっと会いまして話をしまして、道の駅の構想について話をしました。多古町の町長、菅澤町長が言うのには、一番の問題はやはり、先ほど高橋議員がおっしゃられましたように、品物を持ってきてくれる人がいるのかどうか、それが確保されれば道の駅は大体大丈夫だと。香取市の市長も、やはり道の駅といっても、一番やはりお客が寄るのは直売施設だと。そんなようなことを言っていました。そういうことで、十分そのことは肝に銘じて検討していきたいなど、そんなように思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、この道の駅、成功するかしないかは、まず場所、

それとともに、いかに人集めをするか、そしてまた、そういう中で、旭のブランドという中で、やはり農協を含めた、そして生産者も大型生産者、これを集めなければ、本当のただ単なる直売所、これで終わってしまうと思うんですよ。そういう中で、ただいま、市長はある程度の場所、目星がついているということでございますが……

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) 目星はないですか。それなら、この道の駅、よくゼロからゼロからと、予算を組んで、それでゼロからと、こんなばかな話ないと思うんですよ。やはりもう少し、やるという考えに立ったら、やっぱり信念を持って、そして後を、絶対経営は盤石だと、そういうことにしなければならぬと思うんですよ。そのためにどういう考えを持っているのか。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(明智忠直) ご意見、本当に大事に考えていかなければと、そんなように思っております。ただ、道の駅を造るという考え方の中で、いろいろ考え方があると思います。私は土地は最後でいいのではないかと。旭市に合った施設はどんなものかと、そういった部分からまず検討していただきたい。土地は当然みんな誰も分かっていることでありますし、土地といいましょうか、場所が第一であります。この成功するかしないかは場所が第一であると、そんなような思いは、誰もが、旭市民のある程度の方が誰もが分かっていることと思いますので、土地のことにつきましては最後の最後に決定していきたいと、そんなように思っているところであります。

また、思いは、先ほど高橋議員のときに言いましたように、直売だけではなくて、旭市がいろんな部分の資源を、道の駅を拠点にいろいろあると思います。屏風ヶ浦のとか、光と風の展望館、あるいはまた大原幽学、そういった部分の観光施設をめぐる、そういった部分でも、先ほどパイは一つだと高橋議員が言いましたけれども、パイを大きく拡大するための一つの施設にもしたいと、旭市へ来ていただける客を呼びたいと、そんなような施設にもぜひしていきたいと、そんなような思いでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) では次に、都市計画のマスタープランの目的と目標についてであります。20年後の秩序あるまちづくり、そういう中で、このマスタープラン、2,700万円ほど

かけたわけですが、なぜこんなにかかるのか。特にゴーストライターというのを聞いたことがありますね。ゴーストライターだって30万円、50万円で作るんですよ。これだけかけたという事は、市は全然関与しないで全部お任せであったのか。当然そうでしょう、債務負担行為で3年かけて金払ったんですから。マスタープラン、印刷だけなら今年だけの予算で足りたわけですよ。こんなにかからないわけですよ。恐らく、これは外部にみんな任せた。そういう中で、もう少し作るとき、精査してよかったと思うんですよ。例えばさくら台の工業団地、工場の建設の推進とか、もうさくら台は既に全部企業誘致がなって、工場が建っているわけですよ。またそのほかにも、中心市街地への人口の誘導なんかとありますけれども、そうなったら、旧3町はなおさら過疎化しちゃうんですよ。そしてまた、こういう誰が、ここにいる皆さん、炭素型の都市環境の整備と言っても、何が何だか分かりますか。

まさにこれは業者が作った金太郎あめみたいな都市計画ですよ。当然これを市民に提示したって、市民は、じゃ、果たしてこのマスタープランによって何が成るか。ただ、市が作ったあの計画だなど、よくなればいやと、それで済んじゃうと思うんですよ。その裏を分からないわけですよ。都市計画法の網がかぶせられた中で、住民に何がメリットがありますか。建築確認作れば金がかかる。それから、4メートルの市道、あれが、市道がなくて家が建っているのもいっぱいあるわけですよ。そうすると、えらい負担になる。そして最終的には今度は都市計画税がかかるわけですね。都市計画税をかけた中で、外郭の住民はどれだけメリットがあるかということなんですよ。その辺、答弁いただきたい。市長のほうがいいでしょう。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、マスタープランの費用ということがありましたけれども、これにつきましては、私が引き継いだときには既に契約ができておりまして、また、議会のほうにもご承認を賜っているということで、私どもとしては考えております。

それから、中の文言の中で、さくら台の工場の推進であるとか、中心市街地への誘導、逆に言えば、旧3町の過疎化が進むのではないかと、いろんなご質問がございました。

先ほどもお話ししましたように、1市3町はやはりそれぞれ長い歴史の中で住民生活が営まれてきているというのが事実でありますので、当然ながら、例えば干潟であれば農業中心であり、飯岡であれば漁業中心でありとか、いろんな特性の中でこれまで生活が営まれてき

ているわけでありまして、それぞれにやはり建築の対応というのは違ってくるだろうと思っております。そういった中で、良好な市街地というもの、また、既存の農業集落というものもきちっと守っていく必要もあるだろうというふうに思います。

1回目のご質問の中でも、農振法の中にとありましたが、旧旭市におきましても、基本的には農振法の地域と、それから都市計画区域の区域がすべて一緒であります。ただ、その中に、都市計画区域の中で農用地区域が除かれると、そういう判断でありまして、また一方では、そういったものにつきましては、農用地につきまして、農振法の中でまたそういった法律的な手続きがあるわけでありまして、良好な市街地を誘導するという中で一番大きなのは、道路の負担の話がございましたけれども、緊急車両、消防車両等が通行できるというのがやはりまちづくりの基本であると思っておりますので、そういった中で、建築基準法の適用があるということが逆に接道義務というのがありますので、道路要件等がありますので、結果として、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることができるのではないかなと、こんなふうに私としては思っています。私の立場としてはやはり、安心なまちづくりを進めていくということを考えているところでございます。

それから、都市計画税の話がございましたけれども、これにつきましては、私のほうは都市計画区域ということの中で必要性についてお話をしているわけでありまして、税については私がお答えする立場にございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男） ちよつとすみません。

○議長（林 一哉） ちよつとお待ちください。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ちよつと手元に細かい資料がなくて、十分なお答えができるかどうかあれなんですけれども、委託の内容ということでここにメモがございまして、データの解析とか、現況と課題の整理というのがまず平成19年度に行っています。それから全体構想の検討、こういったことが20年度に行われております。それから21年度には地域別構想及び実現化方策の検討と、それから都市マスタープランのまとめ、それから住民説明会への対応ということであります。

中身でありますけれども、私は21年度から担当しているわけでありまして、その際に、やはり策定委員会の中で、直接的にいろんなご意見を伺いました。そうした中で、地域別構想

を作るという中で、私が引き継ぎを受けた段階では、四つの地域別に区分をされた構想がありました。これについてはすべてこれをやめさせまして、基本的には旧1市3町の区域でもって構想が作られておりましたので、それについてはすべて見直しをさせました。基本的にゾーニングの話になりますけれども、基本的には市街地ゾーンという中央部、飯岡の旧国道も含めて国道からJRの中央部、それから田園と台地のゾーンということと、それから海岸の海浜ゾーンという、こういった大きな三つの中の類型としては似たような区域についてゾーニングを示しまして、そこに課題であったり、そういったものを整理する中で、また、方向性についてそこで論じるということをして21年度中にかかってしまったと。その中で結果として、本来、21年度で終了すべき業務でありましたけれども、22年度に一部繰り越しをお願いして、承認をいただいたと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 2,700万円の内訳ですよ。結局こういうリーフレットのなものに幾らかかったのか、あとは業務委託に幾らかかったのか。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

細かい内訳はないんですが、基本的にはリーフレットの作成であり、そういったものについてはすべてこの金額の中に入っております。

以上です。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変申し訳ないんですが、ちょっと手元になくて、申し訳ありません。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 十分なお答えができるかどうか分かりませんが、まず、さくら台でありますけれども、私も何度も行っているわけでありまして、基本的に企業については、分譲はすべて済んでおります。ただ、やはり大規模な空地がございますので、そちらのほうの誘導というものは必要だろうというふうに思います。

それから、なぜ工業団地について特定すべきかといいますと、やはり住工混在というのはきちんと避けなければいけないということでもあります。やはり都市計画がないと、ある程度、

特殊建築物は建築確認が必要でありますけれども、そういった住工混在というものの解消ができないということが考えられます。

ですから今申し上げましたように、都市計画を引いた中では、既存の旭の鎌数工業団地は工業専用地域でありますので、基本的にはさくら台については工業専用地域として工場以外建たないという制限を加えたい。これは逆に言えば、住工混在を防ぐということになります。

それから、カンソ型の都市型の都市環境といいますのは、ちょっと詳しくは分からないんですが、逆に言えば、市街地の空洞化というのがある中で、お年寄りが市街地の中に残されている場合があります。カンソ型の都市型というのは、要は歩いて買い物ができるというのが想定される中で、そういった……

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男） 炭素ですか……

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時44分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林 一哉） 引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私のほうで聞き取りができなくて、お答えができなくて申し訳ございませんでした。

1点目、さくら台工業団地の工場建設でありますけれども、改めて今見ましたら、分譲の完了したさくら台工業団地というふうに記述してございまして、一方では、私どもとしては、空いている土地について、工場建設の推進、またそれによる就業の場の創出ということで、この中に記述をしたものであります。ただ、そこには産廃関係の事業所が入っておりますので、一定の空閑地が必要だということでも理解をしているものでございます。

それから、低炭素型の都市環境形成ということでのご質問であります。

この項目では、やはりこの1市3町というのは自然に恵まれていると、また、豊かな台地、斜面林等があるわけでありまして、こういった地域、あるいは海岸地域の山林、こういったものをきちんと保全をする方針が必要であろうと。そういった中で、生態系や環境に優しい低炭素型の都市環境の形成が必要であると、このような記述をしたものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、こういう市で作る計画、これはやはり業者に頼むのではなく、やはり市が作るべきだと。それで誰もが理解できるようなリーフレットとか、そういうものにしていただきたいと思えますよ。そうでないと、幾ら行革行革と言ったって、結局こういう経費はかなりかかっていると思うんですよ。

そしてまた、あとはマスタープランによって、都市計画税はいつごろからかけるのか、かけていくのか。それとともに、この都市計画税はどういうふうに使われるのかお尋ねをします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 現在のところ、全く検討はしておりません。といいますのは、前回、たしかご質問であったと思えますけれども、旧旭市、それから3町、マスタープランのほう

もですね、マスタープランの検討を踏まえて、今後検討されるであろうというふうに想定しております。ただ単に税務課のほうで税条例のほうを改正するということはできませんので、当然、全庁内で検討した上で、条例を制定するかどうか、線引きするかどうかということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この税を何に使うかということで、実際にまだ税を取る取らないが決まっていない中では申し上げようがないんですけども、ただ今、旧旭地域で都市計画税を取っております。これらは当然、都市施設の整備というのが大きな項目、目的税としてあります。それらの整備のために充当するというのが、まず大きな目的であろうと思えます。ただそれで、都市計画税、目的税といいながらも、実際に収入として入った中では一般財源になります。ですから、その中でどういう使われ方をしたかというのは、内部で振り分けるとするのは、それはちょっと話が変わですけども、そういう形になるんだと思えます。

ですから、都市施設というのは代表的なものは何があるかということなんですけれども、従来でいえば、都市計画の公園、それから都市計画道路、それから例えば下水道、それからあと、ごみ焼却施設も都市計画区域の中に作りますと都市計画決定しなければいけませんから、そういうものも必要、例えばあと火葬場なんかも都市計画決定するというところでございますので、そういったものもこういった税が充てられるということになるんだと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 都市計画税、今使い道を答弁いただきましたが、実際問題、公園だって旭市には十分ある、それから、下水道だって今では負担になっているわけですよ。あの下水道なんか年間4億円から垂れ流ししている。借金ならいつの日かなくなるけれども、この下水道の繰り出しの負担というのは、もう極端に言えば、永久的に垂れ流しの税金なんですよ。そういう中でまた道路云々と言いますけれども、交付税というのは人口、道路、面積で来ているわけですよ。いずれにしても、外郭は旧3町、都市計画税を課税されても何らメリットがないと思うんですね。ですから、そういう中でこの都市計画税については、もうなるべくかけないと、このような方針でいていただきたいと思えます。

それから次に、滝郷診療所の問題でございますが、滝郷の診療所はいろいろ検討委員会などで検討されておるわけでございますが、なぜ中央病院の傘下に入れて、この滝郷診療所を

継続していかないのか。そうすれば、医者の問題とかなんとかもいろいろ、それから業務の問題でも、専門屋は専門屋の中でスムーズな診療所の運営ができると思うんですが、その辺お尋ねすると同時にまた、干潟地区には行革の中で厳しいから作らないということでございますが、政治は弱い者を助ける、これが政治だと思うんですよ。行革でそんなに厳しいなら、なぜ今までこんなに公園も作ったのか、それから下水も作ったのか、行革で厳しいという中で、干潟の住民は健康はどうでもいいということになっちゃうわけですが、その辺、答弁をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） なぜ中央病院の傘下に入れてというご質問ですが、現状今、あり方の検討委員会をやっているところでございます。そういった中で、いろいろこれからの診療所のあり方を検討しているわけでございますけれども、今のところ傘下ではなく、現状のままで現状はいきたいと考えているところでございます。

○議長（林 一哉） では、市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の傘下ということで、滝郷診療所はということでありますけれども、中央病院とも、その辺については、まだそういった具体的な部分では話をしておりませんし、今、あり方検討委員会が諮問して、審議していただいている途中でありますので、その中でそういった部分が議論に出るのかなと、そんなような思いもあります。

今、中央病院は本館建て替えというような部分、再整備事業をまず最優先してやるという中で、そういった部分でも、まだ具体的には話は進めていないわけであります。

また、干潟地区で診療所というようなことはいらないではないかと、干潟地区は病気にかかったらほうっておけばいいというような話、極論でそういった話をされたわけありますけれども、行革が厳しいからというようなことは、私も答弁したつもりはありませんし、取りあえず滝郷診療所の問題を解決していかなければというような部分の中で、今いるわけありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、滝郷診療所はやはり中央病院の傘下に入れた中で、協力してくれるなら磯村先生に協力してもらおう。そういう中で、海上地区の住民の健康を守っていくのが本当だと思うんですよ。そういう中で、ぜひ干潟にも診療所の建設をお願いしたいと思います。それがまた合併した中で、3町の均衡ある発展と同時に、地域の旧3

町の住民の健康を守る。今までの5年間、予算の使われ方を見ますと、ほとんど旭市に偏っちゃっているんですね。まさにそういう施策では、干潟、海上、飯岡は遅れているというのが現状なんです。合併したからにはやはり均衡ある発展、それをお願いしたいと思うんですよ。市長、どうですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） もとより、均衡ある発展、バランスのとれたまちづくりは基本に置かなければならないわけでありまして、旧旭市だけが施策を遂行しているというような部分というのは、違った見方をすれば、干潟のほうには、長熊、谷丁場遊正線、南堀之内線の延伸、いろんな部分でやっているわけでありまして、海上にしてもいろんな部分で道路の整備、飯岡にしてもいろんな、いいおか荘、ある程度景観、そういった観光資源、そういった部分では、やっているわけでありまして、そんな中で、干潟診療所といたしまししょうか、そういった部分がぜひバランスのというような部分でありますけれども、とにかく滝郷診療所が今議論に上がっているわけでありまして、これをどうするかという部分をしっかりと結論を出して、それでその後、どういうことになるということでご理解いただきたい。

また、滝郷診療所につきましては地元の方々、取りあえず診療所という形のほかに、やはりコミュニケーションの場といたしまししょうか、そういった部分でもぜひ必要だと。長くやっている中で、実質あまり、採算が赤字になるのかもしれませんが、実質は黒字が出ているわけでありまして、基金もあるわけでありまして、そういった部分でぜひやってほしいというような部分がありますので、この滝郷診療所を先に結論づけていきたいと、そんなように思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、滝郷の診療所を一日も早く中央病院の傘下に入れた中で、海上地区の住民の健康と命を守ってもら。そういう中で、干潟にもぜひ診療所を建てていただきたいと思います。建てて、干潟の住民の健康と命を守っていただきたいと思います。市長、今、病院長のほうを指さしていましたが、事業管理者、これは市長が決めることですから、市長がこうだと言え、これは事業管理者としてもそれについては何も言うことができないと思いますので、そういう中でひとつよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時59分